



# 山形県公報

平成28年7月22日(金)  
第2765号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……817
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……818
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……819
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 歳入の収納の事務の委託……………(健康長寿推進課) ……820
- 地域登録検査機関の変更登録……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……825
- 同……………(同) ……同
- 第5種共同漁業権遊漁規則の変更の認可……………(水産振興課) ……826
- 昭和61年3月県告示第370号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正……………(砂防・災害対策課) ……827

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会7月定例会の招集……………828

### 収用委員会関係

#### 規 則

- 山形県収用委員会運営規則の一部を改正する規則……………同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(総務厚生課) ……829
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(置賜総合支庁総務課) ……830
- 行政監査の結果の公表……………(監査委員) ……831

## 告 示

### 山形県告示第691号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成28年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
ト リ ム 薬 局 東 根 店	東根市温泉町二丁目5番23号	平成28. 6. 1
T' S D E N T A L O F F I C E	山形市嶋南二丁目13番6号	同 7. 1
こ こ ろ の 花 ク リ ニ ッ ク	鶴岡市茅原字西茅原42番1	同

#### 山形県告示第692号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
 ファークロス薬局 まいづる  
 天童市鎌田本町三丁目6番23号  
 (2) 変更の内容

指 定 医 療 機 関 の 名 称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
まいづる薬局	ファークロス薬局 まいづる	平成28. 7. 1

- 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
 ファークロス薬局 あいのもり  
 東置賜郡高畠町大字高畠字洪作299番10号  
 (2) 変更の内容

指 定 医 療 機 関 の 名 称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
あいのもり薬局	ファークロス薬局 あいのもり	平成28. 7. 1

#### 山形県告示第693号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成28年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
きずな居宅介護支援事業所	居 宅 介 護 支 援	西村山郡西川町大字綱取35番地	平成28. 6. 27

**山形県告示第694号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ソーレホーム江俣デイサービス  
山形市嶋南一丁目1番2号

- (2) 届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
山形市嶋地区土地区画整理事業地内仮換地1, 2, 3, 10, 11画地	山形市嶋南一丁目1番2号	平成21. 11. 2

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ソーレホーム江俣ヘルパーステーション  
山形市嶋南一丁目1番2号

- (2) 届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
山形市嶋地区土地区画整理事業地内仮換地1, 2, 3, 10, 11画地	山形市嶋南一丁目1番2号	平成21. 11. 2

**山形県告示第695号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
デイサービスはちまん	通 所 介 護 介護予防通所介護	東田川郡庄内町余目字大塚1番地2	平成26. 3. 31

**山形県告示第696号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成28年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 委託した収納事務  
介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地  
(1) 名 称 社会福祉法人山形県社会福祉協議会  
(2) 所在地 山形市小白川町二丁目3番31号
- 3 委託期間 平成28年6月10日から平成30年3月31日まで

**山形県告示第697号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第19条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の変更登録をした。

平成28年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 登録年月日及び登録番号  
平成28年7月1日  
18
- 2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
山形県米穀集荷協同組合  
理事長 滝田 俊一郎  
山形市東籠野町43
- 3 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば
- 4 登録の区分  
品位等検査
- 5 農産物検査を行う区域  
山形県
- 6 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
高 橋 重 人	村山市河島山4-9	玄米	国内産農産物に限る。
鈴 木 美由紀	村山市大字湯野沢165	玄米	
尾 崎 彰太郎	尾花沢市大字鶴巻田445	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
渡 部 正 寛	最上郡最上町大字志茂103	玄米、大豆、そば	
大 場 宗 一	最上郡舟形町長沢1206-2	玄米、大豆、そば	
後 藤 幸 平	西置賜郡飯豊町大字萩生992	玄米、大豆、そば	
後 藤 ま つ	西置賜郡飯豊町大字萩生992	玄米、大豆、そば	
長谷部 甚 作	長井市成田1747	玄米、大豆、そば	

城戸口 捷 己	山形市大字古館228	玄米
庄 司 保 志	天童市大字山口193	玄米
大 泉 貴 夫	天童市久野本二丁目2-1	玄米
加 藤 洋 三	上山市新町一丁目7-33	玄米、そば
丹 野 正 英	西村山郡河北町大字溝延389	玄米、大豆
伊 藤 忠 一	西村山郡大江町大字小見234	玄米、大豆、そば
井 上 信 敏	村山市大字河島乙209-1	玄米、大豆、そば
森 裕 子	村山市大字楯岡笛田三丁目1-13	玄米、大豆
須 藤 賢 治	村山市大字名取2458	玄米
植 松 伸 之	東根市大字長瀬1360	玄米
黒 山 典 之	尾花沢市大字丹生312	玄米、大豆、そば
大 崎 剛	尾花沢市大字正殿551	玄米、大豆、そば
本 間 正 子	尾花沢市大字野黒沢200	玄米、小麦、大豆、そば
国 分 政 行	尾花沢市大字名木沢83	玄米、大豆、そば
富 樫 利 宏	新庄市万場町5-10	玄米、大豆、そば
柿 本 吉 雄	新庄市栄町6-2	玄米、大豆、そば
五十嵐 峰 夫	最上郡最上町大字本城46	玄米、大豆、そば
佐々木 重四郎	最上郡最上町大字向町631	玄米、大豆、そば
井 上 孝 一	新庄市金沢2330-1	玄米、大豆、そば
手 塚 昌 之	米沢市大字上新田659-2	玄米、大豆、そば
竹 田 正 幸	南陽市高梨471-3	玄米、大豆、そば
茂出木 公 夫	南陽市竹原2850-4	玄米、大豆、そば
石 川 忠 良	東置賜郡高島町大字高島707-5	玄米、大豆、そば
佐 藤 一 之	東置賜郡高島町大字高島501-1C-1	玄米、大豆、そば

淀野 昭 仁	東置賜郡川西町大字吉田3383	玄米、大豆
井上 文 典	東置賜郡川西町大字堀金1159-1	玄米、大豆、そば
井上 優 子	東置賜郡川西町大字堀金1159-1	玄米、大豆、そば
飯沢 健 司	長井市館町南3-1-1	玄米、大豆、そば
淵田 謙 一	鶴岡市藤島字笹花63-2	玄米、大豆
佐藤 吉 男	酒田市大町10-8	玄米、大豆
石川 尚	酒田市東中の口町2-4	玄米、大豆
小島 行 雄	酒田市浜田一丁目2-7	玄米、大豆
山崎 信一郎	山形市大字松原382-10	玄米
笹原 和 子	山形市大字門伝69-1	玄米
吉田 和 人	上山市栄町二丁目7-8-7	玄米
大津 敏 春	東村山郡中山町大字柳沢17	玄米
秋葉 一 司	東村山郡中山町大字長崎4477	玄米、大豆、そば
山崎 政 彰	西村山郡河北町大字溝延字千苜47-1	玄米、大豆
設楽 敏 英	西村山郡河北町谷地字十二堂2	玄米、大豆、そば
柴田 七郎兵衛	西村山郡朝日町大字宮宿1026-40	玄米、大豆、そば
大山 清 博	尾花沢市大字丹生1499	玄米
鈴木 互	尾花沢市禁町二丁目3-7	玄米
大類 亮	尾花沢市横町一丁目6-8	玄米
星田 政 一	尾花沢市大字牛房野549	玄米、そば
今野 悦 子	北村山郡大石田町大字鷹巣字上北原124	玄米
小倉 豊	新庄市十日町971	玄米
小野寺 智 保	最上郡金山町大字金山419	玄米、大豆、そば
栗田 勝 治	最上郡金山町大字金山409	玄米、大豆、そば

柴崎 継夫	最上郡最上町大字東法田592-1	玄米、大豆、そば
高橋 志朗	最上郡舟形町舟形281-5	玄米
近岡 秀一	最上郡真室川町大字新町823	玄米
伊藤 英亜	最上郡真室川町大字新町128-11	玄米
我妻 正昭	米沢市大字浅川1212	玄米
伊藤 雅幸	東置賜郡川西町大字下奥田1499-4	玄米
舟山 一美	西置賜郡小国町大字若山335	玄米
富樫 信吉	山形市大字風間1342-10	玄米
高橋 治	天童市大字寺津182	玄米
渡邊 健一	東村山郡山辺町大字大寺411	玄米
工藤 浩	天童市駅西二丁目8-16サンホワイトB201	玄米、大豆、そば
大津 朋洋	東村山郡中山町大字柳沢17	玄米
佐藤 智之	東根市大字羽入783	玄米
逸見 弘子	西村山郡河北町西里1348-2	玄米、大豆
西村 修	西置賜郡白鷹町大字畔藤6453-1	玄米
富樫 宏一	新庄市万場町5-10	玄米
高橋 修	最上郡舟形町長沢1106	玄米
安喰 昭裕	山形市十日町二丁目3-2	玄米
鈴木 文明	山形市松山三丁目10-17ウインディア松山A102	そば
鈴木 亮吉	東根市大字蟹沢341	玄米
渡辺 貴志	東根市大字東根甲181	玄米、大豆
井上 なほみ	新庄市金沢2330-1	玄米
伊藤 善基	最上郡真室川町大字新町128-11	玄米
櫻井 卓弥	山形市大字中野216	玄米、大豆

角屋晃孝	米沢市窪田町小瀬867-7 ドリーム小瀬A201	玄米
渡邊徹	東村山郡山辺町大字大寺411	玄米
茂出木純也	南陽市竹原2850-4	玄米
淵田春美	鶴岡市藤島字笹花63-2	玄米、大豆
佐藤良平	酒田市小泉字上川原62-内2-2	玄米
高津史康	寒河江市寒河江字内の袋85-1 101号	玄米、小麦、大豆
香曾我部健	山形市江俣三丁目7-28	玄米
成原恵美	西村山郡朝日町大字宮宿1076-9 みなみハイツB-5	玄米
斉藤咲恵子	尾花沢市大字名木沢83	玄米
今野寿洋	北村山郡大石田町大字鷹巣字上北原124	玄米
小野寺賢一	最上郡金山町大字金山419	玄米
渡部由里子	最上郡最上町大字志茂103	玄米
佐々木和代	山形市北町四丁目6-11-404	玄米
笹玲児	新庄市大字飛田1085	玄米
須賀正樹	米沢市窪田町藤泉27	玄米
竹田幸広	南陽市高梨471-3	玄米
佐藤太	東置賜郡高島町大字高島404-1	玄米
後藤周一	西置賜郡飯豊町大字萩生992	玄米
結城友靖	山形市桜町四丁目1-5	玄米、そば
武田信	山形市大森493 グリーンハウス大森205	玄米
安達史隆	南陽市高梨933-33	玄米
福井晋哉	山形市瀬波三丁目1-28	玄米
佐藤健治	山形市南館西15-15 アベニール南館101	玄米
高橋彰良	村山市河島山4-9	玄米



柿 本 卓 也	新庄市栄町5-3	玄米
我 妻 正 考	米沢市大字浅川1212	玄米
井 上 元 紀	東置賜郡川西町大字堀金1159-1	玄米
樋 口 幹 夫	西置賜郡飯豊町大字萩生1500-8	玄米
淵 田 正 樹	鶴岡市藤島字笹花63-2	玄米
石 川 直 美	酒田市東中の口町2-4	玄米
小 島 隆 行	酒田市新橋二丁目1-77	玄米
佐 藤 暁	東田川郡庄内町狩川字西田115-14	玄米
熊 倉 寿	山形市江南一丁目20-6	玄米
大 川 好 友	鶴岡市文下字久保田142	玄米

**山形県告示第698号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営常万地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営常万地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

庄内町役場

## 3 縦覧に供する期間

平成28年7月22日から同年8月22日まで

## 4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第699号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営吉田新堀西野地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営吉田新堀西野地区土地改良事業（水利施設整備事業（農地集積促進型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
酒田市役所及び庄内町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成28年7月22日から同年8月22日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第700号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり第5種共同漁業権遊漁規則の変更を認可した。

平成28年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 漁業権者の名称及び住所  
イ 名 称 最上漁業協同組合  
ロ 住 所 最上郡真室川町大字新町字天神460番地
- (2) 漁業権の免許番号 内共第15号
- (3) 変更の内容

第10条第1項の表中

1,400円
7,000円
1,600円
8,000円

を

1,500円
7,700円
1,800円
8,800円

に改め、同条第4項中「7,000円」を「7,700円」

に、「8,000円」を「8,800円」に改める。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成29年4月1日

- 2 (1) 漁業権者の名称及び住所  
イ 名 称 赤川漁業協同組合  
ロ 住 所 鶴岡市本町三丁目3番20号
- (2) 漁業権の免許番号  
内共第17号、内共第18号及び内共第19号
- (3) 変更の内容

第8条の表中

鶴岡市黒川地内黒川床止工から上下流100メートルの地点までの赤川
鶴岡市東橋下流床止工から上下流100メートルの地点までの赤川

を

「

鶴岡市黒川地内黒川床止工から上下流100メートルの地点までの赤川
----------------------------------

」に改める。

第11条第3項の表中

「  
釣り、徒手採捕、すくい網及び  
たも網による、うぐい（はや）、  
こい、ふな、かじか、にじま  
す、いわな、ひめます及びもく  
ずがにの遊漁  
同上  
」

を

「  
釣り、徒手採捕、すくい網及び  
たも網による全魚種についての  
遊漁  
釣り、徒手採捕、すくい網及び  
たも網による、うぐい（はや）、  
こい、ふな、かじか、にじま  
す、いわな、ひめます及びもく  
ずがにの遊漁  
」

に改め

る。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行日  
平成28年7月22日

山形県告示第701号

昭和61年3月県告示第370号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部河川砂防課において縦覧に供する。

平成28年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項第2号を次のように改める。

(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から19号までを順次結んだ線及び標柱1号と19号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
上 山 市		中 山	上 郭 壺	3229-2	1号
				3234-丙	2号及び3号
				3232	4号
				3228	5号
			上 町 貳	3142	6号
			上 町 壺	3065-1	7号
				3067-1	8号
				3079-1	9号
				3087-1	10号
				3109-1	11号
				3116	12号

			新町 貳	2808-1	13号
				2811地先	14号
			楡 沢	3203	15号及び16号
				3206・3206-1 合併	17号
			上町 貳	3143-1	18号
			楡 沢	3207	19号

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第17号

山形県教育委員会7月定例会を次のとおり招集した。

平成28年7月22日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

- 招集の日時 平成28年7月22日（金） 午前11時30分
- 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 議題
  - 特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - 教職員の人事について

## 収用委員会関係

### 規 則

山形県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月22日

山形県収用委員会  
会 長 浜 田 敏

#### 山形県収用委員会規則第1号

##### 山形県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

山形県収用委員会運営規則（昭和59年7月県収用委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 法第116条第2項の規定により提出された確認申請書を受理すること。

##### 附 則

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県総務事務システム等運用管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁総務部総務厚生課内（6階）
- (2) 日時 平成28年9月1日（木） 午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県総務事務システム等運用管理業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成28年10月1日から平成31年9月30日まで
- (4) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち6箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち6箇月分に相当する金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

(1)から(6)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(7)から(11)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成28年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成28年2月16日付け県公報第2722号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。
- (6) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (7) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (8) 共同企業体の全ての構成員が(5)の要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- (10) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (11) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総務厚生課業務システム担当  
電話番号023(630)3337
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(8)及び(10)に係る事項を証明する書類）及び2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）（以下これらを「申請書等」という。）を平成28年8月16日（火）午後4時までに山形県総務部総務厚生課業務システム担当に提出すること。この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
  - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: The Yamagata Prefectural Government's general affairs office work systems operation management business 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. September 1, 2016
- (3) Contact point for the notice: Public Welfare Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL023(630)3337

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成28年7月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成28年7月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 a L k u
  - (2) 代表者の氏名  
佐藤 亜紀
  - (3) 主たる事務所の所在地

長井市栄町6番6号プリムヴェール102号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、活動で関わる自治体及びその地域の産前・産後の母親並びに父親たちに対して、新しいモデルによる子育て支援及びその普及啓発に関する事業、並びに地域の産業及び伝統工芸等を活用し、子育て支援に係るソーシャルビジネスの開拓事業等を行い、地域における子育て支援の拡充、産業振興による地域活性化、次世代への日本の伝統工芸や文化的魅力の継承、そして安心して子どもを産み育てることが出来る社会づくりに寄与すると同時に、これを全国に発信し広めていくことを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した行政監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年7月22日

山形県監査委員	森	田	廣
山形県監査委員	広	谷	五郎左エ門
山形県監査委員	会	田	稔 夫
山形県監査委員	加	藤	香

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

「法令等に基づく団体等に対する検査・監査等の実施状況について」

2 監査の目的

県では、法令等に基づき、農林水産業、商業、環境、医療、福祉、食品衛生等、各分野において、協同組合等の団体や法人、事業者等（以下「団体等」という。）に対する各種検査・監査・立入調査等（以下「検査等」という。）を実施しており、これらの検査等の適切な実施は、団体等の業務の適正化や組織運営の健全化に資するのみならず、住民福祉の向上、行政に対する県民の信頼確保に繋がるものである。

このようなことから、法令等に基づき県が行う団体等に対する検査等の実施状況について監査を行うものである。

3 監査の着眼点

監査の着眼点は、次のとおりとした。

- ① 検査等に係る実施要綱・要領等の整備は適切に行われているか。
- ② 検査等に係る実施計画の策定及び計画の実施状況は適切か。
- ③ 検査等の実施体制は適切か。
- ④ 職員の研修等は適切に行われているか。
- ⑤ 検査等の実施内容は適切か。
- ⑥ 検査等の実施結果の取扱いは適切に行われているか。
- ⑦ 不適正事案等に対する対応は適切に行われているか。

4 監査の対象範囲

(1) 監査対象の選定

監査に先立ち、県がどのような検査等を行っているかを把握するための事前調査（P3【参考】参照）を実施し、207の検査等の報告があった。

207の検査等を分野別にみると、環境・衛生分野が47、医療・福祉分野が39、農林水産分野が31、商業分野が27、生活分野が24、建設分野が21、教育・文化分野が9、その他が9となっていた。

207の検査等の中から、以下の選定基準のいずれかに合致した37の検査等を選定した。

なお、選定した37の検査等の検査実施数は6,172件で、全ての検査等の検査実施数13,676件の45.1%を占めていた。

選定基準①

団体等の適正な運営や業務の執行を図るため、法令等により義務付けられている、あるいは必要に応じて行うことができるとされている検査等のうち、児童、高齢者等への福祉サービスの提供や協同組合事業の実施など団体等の業務が広く県民の安全・安心な生活に関わりのあるもの。

## 選定基準②

県民の安全・安心な生活に関わりの深い環境や医療、福祉、食品衛生等の分野に係る施設等に対し行われる検査等のうち、年間処理件数が100件以上のものや、近年不適正な事案が発生した施設等を対象とするもの。

## 選定基準①により選定した検査等 16

No.	検査等の名称	事務を所掌する本庁所管課	検査等実施機関
1	私立学校現地調査（幼稚園以外）	学事文書課	本庁
2	私立学校現地調査（幼稚園）	子育て支援課	本庁
3	消費生活協同組合及び組合連合会の検査	くらし安心課	本庁
4	社会福祉法人指導監査（児童福祉）	子育て支援課	総合支庁
5	社会福祉法人指導監査（生活保護）	地域福祉推進課	総合支庁
6	社会福祉法人指導監査（高齢福祉）	健康長寿推進課	本庁、総合支庁
7	社会福祉法人指導監査（障がい福祉）	障がい福祉課	総合支庁
8	商工会・商工会連合会への立入検査	中小企業振興課	本庁、総合支庁
9	商工会議所への立入検査	中小企業振興課	本庁、総合支庁
10	農業協同組合への常例・随時検査	農政企画課	本庁、総合支庁
11	農業共済組合への常例検査	農政企画課	本庁、総合支庁
12	土地改良区への検査	農村整備課	総合支庁
13	漁業協同組合への常例検査 （信用事業実施組合）	農政企画課	本庁、総合支庁
14	漁業協同組合への常例検査 （信用事業実施組合以外）	水産振興課	本庁、総合支庁
15	森林組合への常例検査	林業振興課	総合支庁
16	公益法人の立入検査	学事文書課、法人所管課	本庁

## 選定基準②により選定した検査等 21

No.	検査等の名称	事務を所掌する本庁所管課	検査等実施機関
1	産業廃棄物処理業立入検査	循環型社会推進課	本庁、総合支庁
2	産業廃棄物処理施設立入検査	循環型社会推進課	本庁、総合支庁
3	ばい煙発生施設の指導監督	水大気環境課	総合支庁、出先機関
4	ダイオキシン特定施設に係る立入検査	水大気環境課	本庁、総合支庁、出先機関
5	水質汚濁防止法特定事業場立入検査	水大気環境課	総合支庁
6	食品衛生施設の監視指導	食品安全衛生課	総合支庁、出先機関
7	旅館業営業者等に対する立入検査	食品安全衛生課	総合支庁
8	公衆浴場営業者等に対する立入検査	食品安全衛生課	総合支庁
9	農薬販売店立入検査	食品安全衛生課	本庁
10	社会福祉施設指導監査（児童福祉施設）	子育て支援課	総合支庁
11	社会福祉施設指導監査（認可外保育施設）	子育て支援課	総合支庁
12	社会福祉施設指導監査（児童養護施設）	子ども家庭課	総合支庁
13	社会福祉施設指導監査（老人福祉施設）	健康長寿推進課	総合支庁
14	薬局・店舗販売業等への立入検査	健康福祉企画課	本庁、総合支庁
15	毒物劇物製造業者・毒物劇物販売業者への立入検査	健康福祉企画課	本庁、総合支庁
16	麻薬向精神薬取扱者への立入検査	健康福祉企画課	本庁、総合支庁
17	病院等への立入検査	地域医療対策課	総合支庁
18	介護サービス事業者の実地指導	健康長寿推進課	総合支庁
19	特定給食施設に対する指導	健康長寿推進課	総合支庁
20	障がい者（児）施設・事業者業務管理体制確認検査	障がい福祉課	総合支庁
21	精神科病院実地指導検査	障がい福祉課	本庁、総合支庁



## (2) 監査の対象機関

監査対象となった検査等の事務を所掌する本庁所管課及び総合支庁を対象機関とした。

なお、公益法人の立入検査は、各法人の所管課が実施しているため、公益法人の事務を統括する学事文書課を監査の対象として選定し、実施要綱・要領等の整備状況、実施要綱・要領等の内容、実施要綱・要領等の改正状況、マニュアルの整備状況、マニュアルの内容、実施頻度、実施計画の策定状況、実施計画の内容、実施計画の実施状況、組織体制、職員研修の実施状況、指摘基準等の設定、改善等措置状況の報告の13項目について確認した。

## (3) 監査の対象年度

監査の対象年度は平成26年度とし、検査等の実施周期等により平成25年度以前の実施状況を監査する必要がある場合は監査の対象に含めた。

## 5 監査の実施方法

## (1) 対象機関からの監査調書の提出

監査の対象機関に対し、実施要綱・要領等やマニュアルの整備状況、実施計画の策定状況、実施体制の状況、検査等の内容（指摘基準の設定や手法等）等について、調書の提出を求めた。

## (2) 事務局による予備監査

予備監査の実施時期及び実施態様は次のとおり。

① 本庁所管課 平成27年11月～平成28年3月 書面及び実地監査

② 総合支庁 平成28年1月 実地監査

## (3) 監査委員による本監査

本監査は、書面による監査を行った。

## 【参考】事前調査の実施状況

## (1) 事前調査の対象及び調査期間

知事部局及び企業局、病院事業局、県議会事務局、教育庁、県警察本部、各行政委員会に対し、平成27年9月10日から28日まで事前調査を実施した。

## (2) 調査の内容

検査等の名称や根拠法令、目的及び内容、対象団体等、検査実績、検査体制、検査結果の処理状況等

## (3) 調査結果

207の検査等について報告があった。

## 第2 監査の結果

監査の結果については以下のとおりであった。

## 1 実施要綱・要領等

監査の着眼点に従い、実施要綱・要領等及びマニュアルは整備されているか、公表されているか、内容は必要な項目が定められているか、改正されているか、実施頻度は定められているかについて確認した。

なお、今回の監査では、実施要綱・要領等に必要な項目として、検査等の種別に関する事、体制に関する事、計画に関する事、実施通知に関する事、検査・監査基準に関する事、結果通知に関する事、結果に対する措置に関する事の7項目を、マニュアルに必要な項目として、着眼点・検査項目、適否の判断基準、改善を促す基準、検査手順の4項目を想定した。

また、マニュアルの整備状況を確認するにあたり、検査項目や判断基準、検査手順などが記載され、検査等の現場で活用されているチェックリスト等についてもマニュアルに含めて整理した。

## (1) 実施要綱・要領等の整備状況について

実施要綱・要領等が整備されているのは34の検査等であった。

実施要綱・要領等が整備されていないのは3の検査等で、整備されていない理由は以下のとおりであった。

・法律等で検査方法等が定められているため

食品衛生施設の監視指導、旅館業営業者等に対する立入検査、公衆浴場業営業者等に対する立入検査  
また、実施要綱・要領等が公表されているのは以下の8の検査等であった。

私立学校現地調査（幼稚園以外）、私立学校現地調査（幼稚園）、農業協同組合への常例・随時検査、農業共済組合への常例検査、漁業協同組合への常例検査（信用事業実施組合）、漁業協同組合への常例検査（信用事業実施組合以外）、森林組合への常例検査、社会福祉施設指導監査（認可外保育施設）

表1 実施要綱・要領等の整備状況

	検査等数	割合
整備されている	34	91.9%
うち公表されている	(8)	(23.5%)
整備されていない	3	8.1%
合計	37	100.0%

## (2) 実施要綱・要領等の内容について

実施要綱・要領等の内容として、以下の7項目が定められているかを確認した。

## ①「検査等の種別に関すること」は31の検査等で定められていた。

検査等の種別に関することが定められていないのは3の検査等で、定められていない理由は以下のとおりであった。

- ・実地検査のみであり、実施要綱・要領等にその旨を改めて定めていないため  
消費生活協同組合及び組合連合会の検査、水質汚濁防止法特定事業場立入検査、特定給食施設に対する指導

## ②「体制に関すること」は29の検査等で定められていた。

体制に関することが定められていないのは5の検査等で、定められていない理由は以下のとおりであった。

- ・検査等を行う担当班が決められているため（私立学校振興助成法に基づく補助金業務を担当する班）  
私立学校現地調査（幼稚園以外）、私立学校現地調査（幼稚園）
- ・状況に応じてその都度体制を決めているため  
ダイオキシン特定施設に係る立入検査、水質汚濁防止法特定事業場立入検査
- ・マニュアルで定められているため  
農薬販売店立入検査

## ③「計画に関すること」は32の検査等で定められていた。

計画に関することが定められていないのは2の検査等で、定められていない理由は以下のとおりであった。

- ・マニュアルで定められているため  
特定給食施設に対する指導
- ・精神保健診査医会議で決定されているため  
精神科病院実地指導検査

## ④「実施通知に関すること」は29の検査等で定められていた。

実施通知に関することが定められていないのは5の検査等で、定められていない理由は以下のとおりであった。

- ・マニュアルで定められているため  
農薬販売店立入検査、特定給食施設に対する指導
- ・無通告検査なので通知が不要であるため  
ダイオキシン特定施設に係る立入検査、水質汚濁防止法特定事業場立入検査
- ・計画に基づき通知しているため  
精神科病院実地指導検査

## ⑤「検査・監査基準に関すること」は20の検査等で定められていた。

検査・監査基準に関することが定められていないのは14の検査等で、定められていない理由は以下のとおりであった。

- ・マニュアルで定められているため  
社会福祉法人指導監査（児童福祉）、社会福祉法人指導監査（生活保護）、社会福祉法人指導監査（高齢福祉）、社会福祉法人指導監査（障がい福祉）、公益法人の立入検査、農薬販売店立入検査、社会福祉施設指導監査（児童福祉施設）、社会福祉施設指導監査（児童養護施設）、社会福祉施設指導監査

（老人福祉施設）、毒物劇物製造業者・毒物劇物販売業者への立入検査、特定給食施設に対する指導  
 ・法律等で定められているため  
 ばい煙発生施設の指導監督、ダイオキシン特定施設に係る立入検査、麻薬向精神薬取扱者への立入検査

- ⑥「結果通知に関すること」は28の検査等で定められていた。  
 結果通知に関することが定められていないのは6の検査等で、定められていない理由は以下のとおりであった。
- ・マニュアルで定められているため  
 水質汚濁防止法特定事業場立入検査、農薬販売店立入検査、薬局・店舗販売業等への立入検査、毒物劇物製造業者・毒物劇物販売業者への立入検査、特定給食施設に対する指導
  - ・法律等で定められているため  
 麻薬向精神薬取扱者への立入検査
- ⑦「結果に対する措置に関すること」は30の検査等で定められていた。  
 結果に対する措置に関することが定められていないのは4の検査等で、定められていない理由は以下のとおりであった。
- ・マニュアルで定められているため  
 薬局・店舗販売業等への立入検査、毒物劇物製造業者・毒物劇物販売業者への立入検査、特定給食施設に対する指導
  - ・法律等で定められているため  
 麻薬向精神薬取扱者への立入検査

表2 実施要綱・要領等の内容

	検査等数
検査等の種別（実地、書面等）に関すること	31
体制に関すること	29
計画に関すること	32
実施通知に関すること	29
検査・監査基準に関すること	20
結果通知に関すること	28
結果に対する措置に関すること	30
その他（検査方法、指導対象、様式）	3

※複数該当しているものがある。

- (3) 実施要綱・要領等の改正状況について  
 実施要綱・要領等の最終改正日からの経過年数について確認した。  
 経過年数が「5年未満」となっているのは18の検査等、「5年以上10年未満」となっているのは15の検査等、「10年以上」となっているのは1の検査等であった。

表3 実施要綱・要領等の最終改正日からの経過年数

	検査等数	割合
5年未満	18	53.0%
5年以上10年未満	15	44.1%
10年以上	1	2.9%
合計	34	100.0%

※経過年数は最終改正日から監査調書提出日（平成27年11月25日）までの年数（改正が行われていない場合は制定日からの経過年数）

- (4) マニュアルの整備状況について  
 マニュアルが整備されているのは26の検査等であった。  
 マニュアルが整備されていないのは11の検査等で、整備されていない理由は以下のとおりであった。
- ・所管省庁のマニュアル等が示されているため  
 消費生活協同組合及び組合連合会の検査、農業協同組合の常例・随時検査、農業共済組合の常例検査、

## 漁業協同組合の常例検査（信用事業実施組合）

- ・マニュアルの内容が、県や所管省庁の実施要綱・要領等で定められているため  
土地改良区への立入検査、森林組合の常例検査、社会福祉施設指導監査（認可外保育）、病院等への立入検査
- ・マニュアルの内容が、法律等で定められているため  
食品衛生施設の指導監督、麻薬向精神薬取扱者への立入検査
- ・検査等の対象業務が複雑で種類が多く、全体的なマニュアルの整備が困難なため  
介護サービス事業者の実地指導

表4 マニュアルの整備状況

	検査等数	割合
整備されている	26	70.3%
整備されていない	11	29.7%
合計	37	100.0%

## (5) マニュアルの内容について

マニュアルの内容として、以下の4項目が定められているかを確認した。

- ①「着眼点・検査項目」は26の検査等で定められていた。
- ②「適否の判断基準」は26の検査等で定められていた。
- ③「改善を促す基準」は21の検査等で定められていた。  
改善を促す基準が定められていないのは5の検査等で、定められていない理由は以下のとおりであった。
  - ・適否の判断のみであり改善を促す基準は必要ないため  
商工会・商工会連合会への立入検査、商工会議所への立入検査、障がい者（児）施設・事業者業務管理体制確認検査
  - ・所管省庁の実施要綱・要領等で定められているため  
漁業協同組合への常例検査（信用事業実施組合以外）
  - ・法律等に基づき判断するため  
公益法人の立入検査
- ④「検査手順」は22の検査等で定められていた。  
検査手順が定められていないのは4の検査等で、定められていない理由は以下のとおりであった。
  - ・所管省庁の実施要綱・要領等で定められているため  
漁業協同組合への常例検査（信用事業実施組合以外）
  - ・状況に応じて現場で判断するため  
ばい煙発生施設の指導監督、ダイオキシン特定施設に係る立入検査、水質汚濁防止法特定事業場立入検査

表5 マニュアルの内容

	検査等数
着眼点・検査項目	26
適否の判断基準	26
改善を促す基準	21
検査手順	22

実施要綱・要領等及びマニュアルのそれぞれの内容について確認したところ、今回の監査において当初想定した項目については、構成の違いはあったもののいずれかに定められており、検査等に必要な内容については、実施要綱・要領等とマニュアルが互いに補完しながら全体として整備されていることを確認した。

## (6) 実施頻度について

団体等に対し、どのくらいの周期で検査等を行うかという「実施頻度」が定められているのは35の検査等であった。

法律等で実施頻度が定められているのは11の検査等、実施要綱・要領等で実施頻度が定められているのは21の検査等、実施計画等で定めているのは3の検査等であった。

実施頻度が定められていないのは2の検査等で、定められていない理由は以下のとおりであった。

- ・施設の規模や環境への影響等の基準により団体等を選定するため  
ばい煙発生施設の立入検査
- ・検査対象食品数を定めているため  
食品衛生施設の監視指導

実施頻度について「1年に1回」としているのは15の検査等で、「3年に1回」としているのは11の検査等であった。

表6 実施頻度を定めている根拠

	検査等数	割合
法律等	11	31.4%
実施要綱・要領等	21	60.0%
実施計画等	3	8.6%
合計	35	100.0%

表7 実施頻度の定め状況（原則）

	検査等数	割合
1年に1回	15	42.8%
2年に1回	2	5.7%
3年に1回	11	31.4%
4年に1回	2	5.7%
5年に1回	2	5.7%
1年から5年に1回	1	2.9%
3年から5年に1回	1	2.9%
3年から6年に1回	1	2.9%
合計	35	100.0%

今回の監査において、法律等や実施要綱・要領等、実施計画等に定められた実施頻度に基づき検査等を実施しているか確認を行ったところ、3の検査等が実施要領で定められた実施頻度に達していなかった。

「私立学校現地調査（幼稚園）」と「私立学校現地調査（幼稚園以外）」は、実施要領で「概ね、3年に1回」行うこととされているが、「5年から7年に1回」の頻度で行われていた。

「消費生活協同組合及び組合連合会の検査」は、実施要領で「原則として3年に1回」行うこととしているが、「10年に1回」の頻度で行われていた。

## 2 検査等の実施計画

監査の着眼点に従い、実施計画は策定されているか、公表されているか、内容は必要な項目を網羅しているか、計画どおり実施されているかについて確認した。

### (1) 実施計画の策定状況について

実施計画が策定されているのは34の検査等であった。

実施計画が策定されていないのは3の検査等で、策定されていない理由は以下のとおりであった。

- ・検査対象の団体等が少なく検査周期等が決まっているため  
漁業協同組合への常例検査（信用事業実施組合以外）
- ・実施要綱・要領等で定められているため  
ダイオキシン特定施設に係る立入検査
- ・許可更新時に行うことが決まっているため  
産業廃棄物処理業立入検査

また、実施計画が公表されているのは以下の3の検査等であった。

私立学校現地調査（幼稚園以外）、私立学校現地調査（幼稚園）、食品衛生施設の監視指導

表8 実施計画の策定状況

	検査等数	割合
策定されている	34	91.9%
うち公表されている	(3)	(8.8%)
策定されていない	3	8.1%
合計	37	100.0%

## (2) 実施計画の内容について

今回の監査では、実施計画の内容として、①実施箇所、②実施箇所数、③実施時期、④重点事項が定められているかを確認した。

①検査等を行う「実施箇所」が定められているのは30の検査等であった。

②「実施箇所数」のみが定められているのは4の検査等であった。

③「実施時期」が定められているのは25の検査等であった。

実施時期が定められていないのは9の検査等で、定められていない理由は以下のとおりであった。

・通年業務であり実施時期を定めていないため

薬局・店舗販売業等への立入検査、毒物劇物製造業者・毒物劇物販売業者への立入検査、麻薬向精神薬取扱者への立入検査

・団体等と調整し実施時期を決めているため

消費生活協同組合及び組合連合会の検査、土地改良区への検査、森林組合への常例検査、社会福祉施設指導監査（児童福祉施設）、病院等への立入検査、介護サービス事業者の現地指導

④「重点事項」は17の検査等で定められていた。

表9 実施計画の内容

	検査等数
実施箇所	30
実施箇所数のみ	4
実施時期	25
重点事項	17
その他（実施日、主眼事項）	2

※複数該当しているものがある。

## (3) 実施計画の実施状況について

今回の監査において、実施計画の実施状況の確認を行ったところ、計画どおりに実施されていたのは26の検査等であった。

計画どおりに実施されていないのは8の検査等で、実施されていない理由は以下のとおりであった。

・実施計画策定後に事業所や施設が廃止されたため

産業廃棄物処理施設立入検査、毒物劇物製造業者・毒物劇物販売業者への立入検査、麻薬向精神薬取扱者への立入検査、障がい者（児）施設・事業者業務管理体制確認検査

・対象法人が外部監査を受けたことから、実施要綱・要領等の規定に従い検査等を繰延したため  
社会福祉法人指導監査（障がい福祉）

・団体等の体制が整わず検査等を翌年度に延期して実施したため

私立学校現地調査（幼稚園以外）、公益法人の立入検査

・検査日程の確保が困難となり検査等を翌年度に延期して実施したため

森林組合への常例検査

表10 実施計画の実施状況

	検査等数	割合
計画どおりに実施されている	26	76.5%
計画どおりに実施されていない	8	23.5%
合計	34	100.0%

なお、実施計画が、実施要領に定められた実施頻度に達しない内容で策定されていたのは以下の3の検査等

であった。

私立学校現地調査（幼稚園以外）、私立学校現地調査（幼稚園）、消費生活協同組合及び組合連合会の検査

3 検査等の実施体制

監査の着眼点に従い、組織体制や従事職員の状況について確認した。

(1) 組織体制について

本庁所管課のみで検査等を実施しているのは5の検査等、本庁所管課と総合支庁・出先機関が合同で検査等を実施しているのは14の検査等、総合支庁・出先機関のみで検査等を実施しているのは18の検査等であった。

また、検査等を行うための専門組織が設置されているのは以下の3の検査等であった。

農業協同組合への常例・随時検査、農業共済組合への常例検査、漁業協同組合への常例検査（信用事業実施組合）

表11 検査等の実施機関の状況

	検査等数	割合
本庁	5	13.5%
本庁及び総合支庁・出先機関	14	37.8%
総合支庁・出先機関	18	48.7%
合計	37	100.0%

(2) 従事職員の状況について

検査員として検査等に従事した職員数は、1検査あたり概ね2名から4名となっており、「農業協同組合への常例・随時検査」は4名から10名、「社会福祉施設指導監査（老人福祉施設）」は3名から8名、「病院等への立入検査」は5名から10名となっていた。

また、財務会計などの専門的な知識を有する外部の人材を活用して検査等を行っている事例があり、その内容は以下のとおりであった。

- ・財務会計部門の検査等を公認会計士が担当

消費生活協同組合及び組合連合会の検査、農業協同組合への常例・随時検査

4 職員の研修

監査の着眼点に従い、職員に対する研修会等が行われているかについて確認した。

(1) 職員研修の実施状況について

今回の監査において、職員に対する研修会等の状況の確認を行ったところ、職員に対する研修会等は30の検査等で行われていた。

本庁所管課や総合支庁が主催する研修会等の県内部の研修会等（以下「内部研修」という。）が行われていたのは27の検査等で、国や関係機関・団体などが実施する研修会等（以下「外部研修」という。）に参加していたのは16の検査等であった。

研修会等が行われていないのは7の検査等で、行われていない理由は以下のとおりであった。

- ・マニュアルの整備やOJTなどを行っているため

私立学校現地調査（幼稚園）、私立学校現地調査（幼稚園以外）、消費生活協同組合及び組合連合会の検査、農薬販売店立入検査、介護サービス事業者の実地指導、特定給食施設に対する指導、精神科病院実地指導検査

表12 研修会等の実施状況

	検査等数	割合
実施されている	30	81.1%
うち内部研修	(27)	(90.0%)
うち外部研修への参加	(16)	(53.3%)
実施されていない	7	18.9%
合計	37	100.0%

※内部研修と外部研修への参加の両方を実施しているものがある。

## 5 検査等の実施内容

監査の着眼点に従い、指摘基準の設定や検査等の実施にあたっての重点項目の設定状況について確認した。

## (1) 指摘基準の設定について

検査等の結果、不適切な事項があった場合に指摘し改善等を求めるかどうかを判断するための「指摘基準」が定められていたのは30の検査等であった。

指摘基準が定められていないのは7の検査等で、定められていない理由は以下のとおりであった。

- ・過去の指摘事例を基に事例検討会で判断しているため

商工会・商工会連合会への立入検査、商工会議所への立入検査、農業協同組合への常例・随時検査、農業共済組合への常例検査、漁業協同組合への常例検査（信用事業実施組合）、漁業協同組合への常例検査（信用事業実施組合以外）、森林組合への常例検査

なお、指摘基準が定められていない検査等においても、事例検討会での判断により団体等に対し改善を求めている。

表13 指摘基準の設定状況

	検査等数	割合
設定されている	30	81.1%
設定されていない	7	18.9%
合計	37	100.0%

## (2) 検査等の実施にあたっての重点項目の設定について

検査等を実施するにあたり、過去の指摘や社会状況を踏まえた「重点項目」が定められていたのは26の検査等であった。

重点項目は、理事会の運営状況や内部けん制体制、防火安全体制、感染症予防対策、帳簿の記載状況などであった。

表14 検査等の実施にあたっての重点項目の設定状況

	検査等数	割合
設定されている	26	72.2%
設定されていない	10	27.8%
合計	36	100.0%

※公益法人の立入検査を除く（P3「(2) 監査の対象機関」を参照）

## 6 検査等の実施結果

監査の着眼点に従い、報告書の作成や検査結果の通知・公表、検査等の総括・分析などが行われているかについて確認した。

## (1) 報告書の作成について

報告書は全ての検査等で作成されていた。

## (2) 検査結果の通知について

県から団体等への検査結果の通知は35の検査等で検査終了後1か月以内に行われていた。

1か月以内に通知が行われていなかったのは1の検査等で、行われていない理由は以下のとおりであった。

- ・半月毎の検討会を踏まえ検査結果を通知するので1か月を超える場合があるため  
介護サービス事業者の実地指導

表15 検査結果の通知の状況

	検査等数	割合
速やかに	9	25.0%
10日以内	8	22.2%
15日以内	1	2.8%
1か月以内	17	47.2%
1か月超	1	2.8%



合計	36	100.0%
----	----	--------

※公益法人の立入検査を除く（P3「(2) 監査の対象機関」を参照）

(3) 検査結果の公表について

今回の監査では、検査結果の公表内容として、①実施件数、②結果の概要、③団体の名称が公表されているかを確認した。

検査結果についていずれかの項目が公表されているのは16の検査等で、公表されている内容は以下のとおりであった。

①「実施件数」は16の検査等で公表されていた。

社会福祉法人指導監査（児童福祉）、社会福祉法人指導監査（生活保護）、社会福祉法人指導監査（高齢福祉）、社会福祉法人指導監査（障がい福祉）、産業廃棄物処理業立入検査、産業廃棄物処理施設立入検査、水質汚濁防止法特定事業場立入検査、食品衛生施設の監視指導、農薬販売店立入検査、社会福祉施設指導監査（児童福祉施設）、社会福祉施設指導監査（認可外保育施設）、社会福祉施設指導監査（児童養護施設）、社会福祉施設指導監査（老人福祉施設）、薬局・店舗販売業等への立入検査、毒物劇物製造業者・毒物劇物販売業者への立入検査、麻薬向精神薬取扱者への立入検査

②「結果の概要」は3の検査等で公表されていた。

食品衛生施設の監視指導、農薬販売店立入検査、社会福祉施設指導監査（認可外保育施設）

③「団体等の名称」は1の検査等で公表されていた。

社会福祉施設指導監査（認可外保育施設）

検査結果が公表されていないのは20の検査等で、公表されていない理由は以下のとおりであった。

- ・法律等に公表の定めがなく、実施要綱・要領等に公表について定められていないため  
私立学校現地調査（幼稚園以外）、私立学校現地調査（幼稚園）、消費生活協同組合及び組合連合会の検査、商工会・商工会連合会への立入検査、商工会議所への立入検査、土地改良区への検査、障がい者（児）施設・事業者業務管理体制確認検査
- ・団体等の指導や改善を目的とした検査等であり、公表を必要とするものではないため  
旅館業営業者等に対する立入検査、公衆浴場業営業者等に対する立入検査、病院等への立入検査、介護サービス事業者の実地指導、特定給食施設に対する指導、精神科病院実地指導検査
- ・検査結果が公表され、団体等が特定されると団体等の自主的な協力が得にくくなり、正確な事実の把握が困難になるなど、検査業務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるため  
農業協同組合への常例・随時検査、農業共済組合への常例検査、漁業協同組合への常例検査（信用事業実施組合）、漁業協同組合への常例検査（信用事業実施組合以外）、森林組合への常例検査
- ・検査結果に製造過程などの社外秘情報が含まれるため  
ばい煙発生施設の指導監督、ダイオキシン特定施設に係る立入検査

表16 検査結果の公表の状況

	検査等数	割合
公表されている	16	44.4%
公表されていない	20	55.6%
合計	36	100.0%

※公益法人の立入検査を除く（P3「(2) 監査の対象機関」を参照）

(4) 同業団体・同業者への検査結果の提供について

同業団体や同業者に対する検査結果の提供は23の検査等で行われていた。

検査結果の提供は、業界団体との会議や事業者を対象とした講習会、集団指導、指導文書の通知等により行われていた。

検査結果の提供が行われていないのは13の検査等で、行われていない理由は以下のとおりであった。

- ・団体等の指導や改善を目的とした検査等であり、同業団体等への検査結果の提供を必要とするものではないため

社会福祉法人指導監査（児童福祉）、水質汚濁防止法特定事業場立入検査、社会福祉施設指導監査（児童養護施設）、社会福祉施設指導監査（老人福祉施設）、特定給食施設に対する指導、障がい者（児）施設・事業者業務管理体制確認検査

- ・同業団体等に検査結果が提供され、団体等が特定されると団体等の自主的な協力が得にくくなり、正確な事実の把握が困難になるなど、検査業務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるため  
 農業協同組合への常例・随時検査、農業共済組合への常例検査、漁業協同組合への常例検査（信用事業実施組合）、漁業協同組合への常例検査（信用事業実施組合以外）、森林組合への常例検査
- ・検査結果に製造過程などの社外秘情報が含まれるため  
 ばい煙発生施設の指導監督、ダイオキシン特定施設に係る立入検査

表17 同業団体・同業者への検査結果の提供状況

	検査等数	割合
提供されている	23	63.9%
提供されていない	13	36.1%
合計	36	100.0%

※公益法人の立入検査を除く（P3「(2) 監査の対象機関」を参照）

(5) 改善等措置状況の報告について

県は、検査等の結果に基づき団体等に対し、業務の改善や基準違反の是正などの措置を講じ、その状況について報告することを求めている。

県がこの措置を求める通知を发出してから団体等が改善した内容などの措置状況を報告するまでの期限については、以下のとおり全ての検査等で定められていた。

- ・速やかに  
 食品衛生施設の監視指導、薬局・店舗販売業等への立入検査、毒物劇物製造業者・毒物劇物販売業者への立入検査、麻薬向精神薬取扱者への立入検査、病院等への立入検査
- ・10日以内  
 ダイオキシン特定施設に係る立入検査、水質汚濁防止法特定事業場立入検査
- ・2週間以内  
 商工会・商工会連合会への立入検査、商工会議所への立入検査、産業廃棄物処理業立入検査、産業廃棄物処理施設立入検査、農薬販売店立入検査
- ・1か月以内  
 私立学校現地調査（幼稚園以外）、私立学校現地調査（幼稚園）、消費生活協同組合及び組合連合会の検査、社会福祉法人指導監査（児童福祉）、公益法人の立入検査、旅館業営業者等に対する立入検査、公衆浴場営業者等に対する立入検査、社会福祉施設指導監査（児童福祉施設）、社会福祉施設指導監査（認可外保育施設）、社会福祉施設指導監査（児童養護施設）、介護サービス事業者の現地指導、精神科病院現地指導検査
- ・45日以内  
 農業協同組合への常例・随時検査、農業共済組合への常例検査、漁業協同組合への常例検査（信用事業実施組合）、漁業協同組合への常例検査（信用事業実施組合以外）
- ・2か月以内  
 社会福祉法人指導監査（生活保護）、社会福祉法人指導監査（高齢福祉）、社会福祉法人指導監査（障がい福祉）、森林組合への常例検査、社会福祉施設指導監査（老人福祉施設）、特定給食施設に対する指導
- ・年度末  
 土地改良区への検査
- ・その都度別に期限を定める  
 ばい煙発生施設の指導監督、障がい者（児）施設・事業者業務管理体制確認検査

表18 措置状況の報告期限

	検査等数	割合
速やかに	5	13.5%
10日以内	2	5.4%
2週間以内	5	13.5%
1か月以内	12	32.5%
45日以内	4	10.8%

2か月以内	6	16.2%
年度末	1	2.7%
その都度別に期限を定める	2	5.4%
合計	37	100.0%

## (6) 改善等措置状況の公表について

今回の監査では、改善等措置状況の公表内容として、①措置件数、②措置の内容が公表されているかを確認した。

措置状況が公表されているのは以下の8の検査等で、「措置件数」及び「措置の内容」が公表されていた。

産業廃棄物処理業立入検査、産業廃棄物処理施設立入検査、水質汚濁防止法特定事業場立入検査、食品衛生施設の監視指導、社会福祉施設指導監査（認可外保育施設）、薬局・店舗販売業等への立入検査、毒物劇物製造業者・毒物劇物販売業者への立入検査、麻薬向精神薬取扱者への立入検査

措置状況が公表されていないのは28の検査等で、公表されていない理由は以下のとおりであった。

- ・法律等に公表の定めがなく、実施要綱・要領等に公表について定められていないため  
私立学校現地調査（幼稚園以外）、私立学校現地調査（幼稚園）、消費生活協同組合及び組合連合会の検査、社会福祉法人指導監査（児童福祉）、商工会・商工会連合会への立入検査、商工会議所への立入検査、土地改良区への検査、社会福祉施設指導監査（児童福祉施設）、障がい者（児）施設・事業者業務管理体制確認検査
- ・団体等の指導や改善を目的とした検査等であり、公表を必要とするものではないため  
社会福祉法人指導監査（生活保護）、社会福祉法人指導監査（高齢福祉）、社会福祉法人指導監査（障がい福祉）、旅館業営業者等に対する立入検査、公衆浴場業営業者等に対する立入検査、農薬販売店立入検査、社会福祉施設指導監査（児童養護施設）、社会福祉施設指導監査（老人福祉施設）、病院等への立入検査、介護サービス事業者の現地指導、特定給食施設に対する指導、精神科病院現地指導検査
- ・措置状況が公表され、団体等が特定されると団体等の自主的な協力が得にくくなり、正確な事実の把握が困難になるなど、検査業務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるため  
農業協同組合への常例・随時検査、農業共済組合への常例検査、漁業協同組合への常例検査（信用事業実施組合）、漁業協同組合への常例検査（信用事業実施組合以外）、森林組合への常例検査
- ・措置状況に製造過程などの社外秘情報が含まれるため  
ばい煙発生施設の指導監督、ダイオキシン特定施設に係る立入検査

表19 措置等の公表の状況

	検査等数	割合
公表されている	8	22.2%
公表されていない	28	77.8%
合計	36	100.0%

※公益法人の立入検査を除く（P3「(2) 監査の対象機関」を参照）

## (7) 検査等の総括・分析について

検査等の実施機関において、課題などを把握することを目的に検査等の結果を取りまとめ、不適正事案の発生要因などを分析する検査等の総括・分析が行われたのは31の検査等であった。

検査等の総括・分析が行われていないのは5の検査等で、行われていない理由は以下のとおりであった。

- ・検査件数が少なく、分析しても傾向の把握が難しいため  
商工会・商工会連合会への立入検査、商工会議所への立入検査、漁業協同組合への常例検査（信用事業実施組合以外）
- ・個別の指導が主であるため  
病院等への立入検査、介護サービス事業者の現地指導

検査等の総括・分析が行われている31の検査等については、分析結果が翌年度の実施計画に反映されていた。

さらに、19の検査等では、総括・分析した結果を基にした不適正事案の発生防止の取組みとして、同業団体や同業者への注意喚起が行われていた。

表20 検査等の総括・分析の状況

	検査等数	割合
実施されている	31	86.1%
うち翌年度計画に反映	(31)	(100.0%)
うち結果を基にした不適正事案の発生防止の取組み	(19)	(61.3%)
実施されていない	5	13.9%
合計	36	100.0%

※公益法人の立入検査を除く（P3「(2) 監査の対象機関」を参照）

## 7 不適正事案等への対応

監査の着眼点に従い、県民からの情報提供への対応、県内外で発生した事件・事故などの不適正事案への対応について確認した。

### (1) 情報提供への対応について

実際に情報提供を受けて対応が行われていたのは13の検査等で、対応としては、団体等に対し事実確認や情報収集、検査等を行い、必要に応じて指導や改善措置を求めているものであった。

私立学校現地調査（幼稚園以外）、私立学校現地調査（幼稚園）、社会福祉法人指導監査（生活保護）、社会福祉法人指導監査（高齢福祉）、社会福祉法人指導監査（障がい福祉）、産業廃棄物処理業立入検査、産業廃棄物処理施設立入検査、旅館業業者等に対する立入検査、公衆浴場業者等に対する立入検査、社会福祉施設指導監査（児童福祉施設）、薬局・店舗販売業等への立入検査、介護サービス事業者の実地指導、障がい者（児）施設・事業者業務管理体制確認検査

### (2) 不適正事案への対応について

① 県内で発生した不適正事案への対応が行われていたのは10の検査等で、内容は以下のとおりであった。

- ・不適正事案が発生した団体等に対し事実関係を確認し、情報収集を行うとともに報告を徴収した。

私立学校現地調査（幼稚園以外）、私立学校現地調査（幼稚園）

- ・不適正事案が発生した団体等に対し立入検査を実施した。

商工会・商工会連合会への立入検査

- ・県内の同類の団体等に対し指導文書を発出した。

社会福祉法人指導監査（生活保護）、社会福祉法人指導監査（高齢福祉）、社会福祉法人指導監査（障がい福祉）

- ・県内の同類の団体等に対し注意喚起や情報提供を行った。

農業協同組合への常例・随時検査、産業廃棄物処理業立入検査、産業廃棄物処理施設立入検査、障がい者（児）施設・事業者業務管理体制確認検査

② 県外で発生した不適正事案を受けて、県内の同類の団体等に対し対応が行われていたのは9の検査等で、内容は以下のとおりであった。

- ・所管省庁からの通知を受けて県内の同類の団体等に対し調査を実施した。

私立学校現地調査（幼稚園以外）、薬局・店舗販売業等への立入検査

- ・県内の同類の団体等に対し、注意喚起や情報提供を行った。

私立学校現地調査（幼稚園）、社会福祉法人指導監査（生活保護）、社会福祉法人指導監査（高齢福祉）、社会福祉法人指導監査（障がい福祉）、産業廃棄物処理業立入検査、産業廃棄物処理施設立入検査、障がい者（児）施設・事業者業務管理体制確認検査

## 第3 監査の意見

今回の行政監査の実施を通して、監査の対象機関において検討が必要であると考えられる事項は次のとおりである。

### 1 検査等の確実な実施

#### (1) 実施要綱・要領等に従った検査等の実施について

県が行う検査等は、検査等の目的や種別、体制などを定めた法律等や実施要綱・要領等に従って確実に実施することが重要であるが、今回の監査の結果、3の検査等で検査実績が県が自ら制定した実施要領に定めた実施頻度に達していなかった。

これらは、いずれも実施要領に定めた実施頻度に達していない内容の実施計画が策定されていた。

これらの検査等については、実施機関や実施体制、検査項目、検査方法等の多様な視点から原因を分析し、早急に是正措置を講ずる必要がある。

この場合、団体等を取り巻く社会環境の変化や過去の検査等の状況、不適正事案等の発生状況などを踏まえ、有効性や効率性の観点から、実施頻度のあり方について改めて検討する必要がある。

また、少子高齢化や人口減少の進展、県民のニーズの多様化、複雑化など、社会情勢が大きく変化する中で、全ての検査等において、実施要綱・要領等の内容の全般にわたり不断の見直しを行うことが重要である。

## (2) 実施計画に基づいた検査等の実施について

検査等が実施箇所や実施時期などについて定めた実施計画に従い実施されているかを確認したところ、8の検査等で実施計画に定めた検査件数を検査実績が下回っていた。

これらの検査等については、事実上検査等を行うことができなかつたものもみられたが、事前に日程の調整を行っていただければ計画どおりに実施できたと思われるものも見受けられた。

実施要綱・要領等に従って実施計画を策定し、適切に進行管理を行いながら、検査等を確実に実施する必要がある。

## 2 検査等の品質の確保

### (1) 検査等に必要な知見の集積と共有、継承の取組みについて

限られた人員の中で、効率性及び統一性を保ちながら検査等を行うためには、検査等に関する知識や検査技術などの検査等に必要な知見を集積するとともに、職員が共有し、継承していく取組みが極めて重要である。

今回の監査の結果、検査等の着眼点や適否の判断基準、検査手順などをまとめたマニュアルが26の検査等で整備されていたが、検査結果を踏まえた新たな知見を随時盛り込むなど、内容の充実を図ることが重要である。

また、所管省庁のマニュアルが示されているなどの理由により、マニュアルが整備されていない11の検査等についても、検査等に必要な知見の集積と共有、継承の取組みについて検討する必要がある。

### (2) 職員の育成について

検査等の品質や職員の検査力の向上を図るためには、検査等に必要知識や検査技術を修得するための研修会等が有効であるが、今回の監査において、職員に対する研修会等が行われているかを確認したところ、7の検査等で研修会等が行われていなかった。

検査等に必要知識や検査技術を習得、継承するために、内部打合せやOJTが行われていたが、限られた人員の中で、経験ある職員による指導等が困難な場合も想定されることから、本庁所管課と総合支庁は、職員の検査等に必要知識や検査技術の習得状況を十分に把握し、互いに連携しながら研修会等を実施するなど、職員の育成に努める必要がある。

### (3) 外部人材の活用について

今回の監査において、財務会計部門の検査等を行う際に、公認会計士を活用するなど、専門的な知識を必要とする検査等に外部の人材を活用しているものがみられた。

検査等の実施状況を把握したうえで、職員のみでは検査等の実効性を確保することが難しい場合は、公認会計士等の外部の専門知識を有する人材を活用するなど、検査力を向上するための方策について検討する必要がある。

## 3 検査結果の積極的な公表等

### (1) 検査結果の公表について

今回の監査の結果、20の検査等で検査結果が公表されていなかった。

公表されていない理由を確認したところ、法律等で公表が義務付けられていないなどの消極的な理由によるものがみられたほか、名称など団体等が特定されるような内容は公表できないとする検査等がみられた。

また、検査結果が公表されている検査等についても、公表の内容は実施件数等についてまとめたものにとどまり、団体等の名称を含めた検査結果が公表されていたのは1の検査等であった。

検査結果については、県民に対する説明責任の観点から、より積極的に公表する必要があるとあり、その公表のあり方について十分に検討されたい。

また、検査結果を公表することは、不適正事案の発生防止や県民の安全・安心への関心に応えることに繋がることから、公表の内容が県民にとって有益かどうかの視点に立って検討・見直しを行い、検査等の実効性の確保や個人・法人情報の保護等に配慮したうえで、指導内容や団体等が講じた措置状況などの幅広い情報を公表する必要がある。

(2) 同業団体等への検査結果の提供について

同業団体等へ検査結果が提供されているかを確認したところ、13の検査等で検査結果が提供されていなかった。

実施頻度が複数年に1度の検査等が多いことから、毎年度実施した検査結果を同業団体等へ提供することは、注意喚起や自主的な改善を促し、不適正事案の発生防止に繋がることが期待されるため、検査等の実効性の確保等に配慮したうえで、積極的に情報提供を行うことが望ましい。

4 検査結果の総括・分析等の実施

検査結果の総括・分析が行われているかを確認したところ、5の検査等で総括・分析が行われていなかった。

これらの検査等については、より効率的・効果的に実施できるよう、検査結果の総括・分析を行い、不適正事案が発生した要因などの分析結果を翌年度以降の実施計画や不適正事案の発生防止の取組みに活用することが必要である。

また、検査結果は、県が各種施策を展開するうえでの課題等の把握や施策の効果検証等にも有用であることから、検査結果の総括・分析を行ったうえで、施策立案・遂行等に幅広く活用することが望ましい。

さらに、総括・分析の内容は、検査等の実施機関内部で活用するだけでなく、団体等に積極的に提供し、自主的な不適正事案の発生防止の取組みを促すことなどに活用することが望ましい。

## 行政監査結果一覧

No.	検査等の名称	所管課	検査等の概要
			根拠法令
1	私立学校現地調査 (幼稚園以外)	学事文書課	私立学校振興助成法第12条第1号
2	私立学校現地調査 (幼稚園)	子育て支援課	私立学校振興助成法第12条第1号
3	消費生活協同組合及び組合連合会の検査	くらし安心課	消費生活協同組合法第94条第2項
4	社会福祉法人指導監査 (児童福祉)	子育て支援課	社会福祉法第56条第1項
5	社会福祉法人指導監査 (生活保護)	地域福祉推進課	社会福祉法第56条第1項
6	社会福祉法人指導監査 (高齢福祉)	健康長寿推進課	社会福祉法第56条第1項
7	社会福祉法人指導監査 (障がい福祉)	障がい福祉課	社会福祉法第56条第1項
8	商工会・商工会連合会への立入検査	中小企業振興課	商工会法第50条第1項
9	商工会議所への立入検査	中小企業振興課	商工会議所法第58条第1項
10	農業協同組合への常例・随時検査	農政企画課	農業協同組合法第94条第3項及び同条第4項
11	農業共済組合への常例検査	農政企画課	農業災害補償法第142条の3
12	土地改良区への検査	農村整備課	土地改良法第132条第1項、同法第133条、同法第136条の2
13	漁業協同組合への常例検査 (信用事業実施組合)	農政企画課	水産業協同組合法第123条第4項

14	漁業協同組合への常例検査 (信用事業実施組合以外)	水産振興課	水産業協同組合法第123条第4項
15	森林組合への常例検査	林業振興課	森林組合法第111条第4項
16	公益法人の立入検査	学事文書課、法人所管課	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第27条第1項及び第59条第2項
17	産業廃棄物処理業立入検査	循環型社会推進課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項
18	産業廃棄物処理施設立入検査	循環型社会推進課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項
19	ばい煙発生施設の指導監督	水大気環境課	大気汚染防止法第26条第1項及び同条第2項
20	ダイオキシン特定施設に係る立入検査	水大気環境課	ダイオキシン類対策特別措置法第34条第1項及び同条第2項
21	水質汚濁防止法特定事業場立入検査	水大気環境課	水質汚濁防止法第22条第1項及び同条第3項
22	食品衛生施設の監視指導	食品安全衛生課	食品衛生法第28条第1項
23	旅館業業者等に対する立入検査	食品安全衛生課	旅館業法第7条第1項
24	公衆浴場営業業者等に対する立入検査	食品安全衛生課	公衆浴場法第6条第1項
25	農薬販売店立入検査	食品安全衛生課	農薬取締法第13条第1項及び同条第3項
26	社会福祉施設指導監督 (児童福祉施設)	子育て支援課	児童福祉法第46条第1項
27	社会福祉施設指導監督 (認可外保育施設)	子育て支援課	児童福祉法第59条第1項
28	社会福祉施設指導監督 (児童養護施設)	子ども家庭課	児童福祉法第46条第1項
29	社会福祉施設指導監督 (老人福祉施設)	健康長寿推進課	老人福祉法第18条第2項 社会福祉法第70条
30	薬局・店舗販売業者への立入検査	健康福祉企画課	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第2項
31	毒物劇物製造業者・毒物劇物販売業者への立入検査	健康福祉企画課	毒物及び劇物取締法第17条第1項及び同条第2項
32	麻薬向精神薬取扱業者への立入検査	健康福祉企画課	麻薬及び向精神薬取締法第50条の38第1項
33	病院等への立入検査	地域医療対策課	医療法第25条第1項
34	介護サービス事業者の実地指導	健康長寿推進課	介護保険法第24条第1項
35	特定給食施設に対する指導	健康長寿推進課	健康増進法第22条
36	障がい者(児)施設・事業者業務管理体制 制確認検査	障がい福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の3第1項、第51条の32第1項/児童福祉法第21条の5の26第1項、第24条の19の2、第24条の39第1項
37	精神科病院実地指導検査	障がい福祉課	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6第1項
合計			



No.	検査等の名称	検査等の概要
		目的
1	私立学校現地調査 (幼稚園以外)	学校法人の業務運営や会計処理について調査し、指導助言を行い補助金の適正執行を図る
2	私立学校現地調査 (幼稚園)	学校法人の業務運営や会計処理について調査し、指導助言を行い補助金の適正執行を図る
3	消費生活協同組合及び組合連合会の検査	消費生活共同組合の適正な運営に資する
4	社会福祉法人指導監査 (児童福祉)	法人運営、事業経営について指導を行うことにより適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営確保を図る
5	社会福祉法人指導監査 (生活保護)	法人運営、事業経営について指導を行うことにより適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営確保を図る
6	社会福祉法人指導監査 (高齢福祉)	法人運営、事業経営について指導を行うことにより適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営確保を図る
7	社会福祉法人指導監査 (障がい福祉)	法人運営、事業経営について指導を行うことにより適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営確保を図る
8	商工会・商工会連合会への立入検査	商工会及び商工会連合会の健全な発展を図る
9	商工会議所への立入検査	商工会議所の健全な発展を図る
10	農業協同組合への常例・随時検査	合法性、合目的性、合理性の観点から業務及び会計の状況を把握指導し、農業協同組合の正常な事業運営を促進する
11	農業共済組合への常例検査	合法性、合目的性、合理性の観点から業務及び会計の状況を把握指導し、農業共済組合の正常な事業運営を促進する
12	土地改良区への検査	法令、定款等を遵守させ、健全適正な運営を図るとともに、土地改良事業の円滑な施行に資する
13	漁業協同組合への常例検査 (信用事業実施組合)	合法性、合目的性、合理性の観点から業務及び会計の状況を把握指導し、漁業協同組合の正常な事業運営を促進する

14	漁業協同組合への常例検査 (信用事業実施組合以外)	合法性、合目的性、合理性の観点から業務及び会計の状況を把握指導し、漁業協同組合の正常な事業運営を促進する
15	森林組合への常例検査	森林組合の業務及び会計に適正な指導を行い、経営の向上及び健全な発展に資する
16	公益法人の立入検査	公益法人の事業の適正な運営を図る
17	産業廃棄物処理業立入検査	産業廃棄物の適正な処理を確保する
18	産業廃棄物処理施設立入検査	産業廃棄物の適正な処理を確保する
19	ばい煙発生施設の指導監督	ばい煙発生施設及びばい煙を適正に管理する
20	ダイオキシン特定施設に係る立入検査	ダイオキシン類発生施設及びダイオキシン類を適正に管理する
21	水質汚濁防止法特定事業場立入検査	公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止する
22	食品衛生施設の監視指導	食品に対する安全・安心を確保する
23	旅館営業業者等に対する立入検査	施設の衛生水準の維持向上を図る
24	公衆浴場営業業者等に対する立入検査	施設の衛生水準の維持向上を図る
25	農薬販売店立入検査	農薬の適正・安全な流通等の促進を図る
26	社会福祉施設指導監督 (児童福祉施設)	児童福祉施設の適正・円滑な運営を確保する
27	社会福祉施設指導監督 (認可外保育施設)	認可外保育施設の適正・円滑な運営を確保する
28	社会福祉施設指導監督 (児童養護施設)	児童福祉施設の適正・円滑な運営を確保する
29	社会福祉施設指導監督 (老人福祉施設)	適正な事業・施設運営を確保する
30	薬局・店舗販売業者等への立入検査	医薬品、医療機器等による危害の発生を防止し、保健衛生の向上を図る
31	毒物劇物製造業者・毒物劇物販売業者への立入検査	毒物・劇物による保健衛生上の危害を防止することにより公衆衛生の向上及び増進を図る
32	麻薬向精神薬取扱業者への立入検査	麻薬・向精神薬の乱用による保健衛生上の危害を防止することにより公共の福祉の増進を図る
33	病院等への立入検査	病院を科学的かつ適正な医療を行う場にもふさわしいものとする
34	介護サービス事業者の実地指導	介護給付等対象サービスの質を確保し保険給付の適正化を図る
35	特定給食施設に対する指導	特定給食施設に対し、適切な栄養管理のための指導助言を行い、県民の栄養の改善、健康の維持増進を図る
36	障がい者（児）施設・事業者業務管理体制 制確認検査	法令遵守等の業務管理体制を確認する
37	精神科病院実地指導検査	精神科病院の入院患者に対し、処遇や入院環境、金銭管理等が適切であるかを確認する
合計		

No.	検査等の名称	検査等の概要
	検査等の名称 内容	検査等の概要 内容
1	私立学校現地調査 (幼稚園以外)	学校及び法人の運営や補助金の実行状況、会計処理が適正に行われているか確認する
2	私立学校現地調査 (幼稚園)	法人の運営や補助金の実行状況、会計処理について適正に執行されているか確認する
3	消費生活協同組合及び組合連合会の検査	組織運営、事業、管理の状況について法令等に適合しているか確認する
4	社会福祉法人指導監査 (児童福祉)	組織運営、事業、管理の状況について法令等に適合しているか確認する
5	社会福祉法人指導監査 (生活保護)	組織運営、事業、管理の状況について法令等に適合しているか確認する
6	社会福祉法人指導監査 (高齢福祉)	組織運営、事業、管理の状況について法令等に適合しているか確認する
7	社会福祉法人指導監査 (障がい福祉)	組織運営、事業、管理の状況について法令等に適合しているか確認する
8	商工会・商工会連合会への立入検査	事業、会計処理が適正に行われているか確認する
9	商工会議所への立入検査	事業、会計処理が適正に行われているか確認する
10	農業協同組合への常例・随時検査	経営管理、法令遵守、信用事業・共済事業・経済事業等が適正に行われているか確認する
11	農業共済組合への常例検査	業務が法令、定款等に基づき、目的に沿い合理的に運営されているか確認する
12	土地改良区への検査	組織運営、事業、会計処理が適正に行われているか確認する
13	漁業協同組合への常例検査 (信用事業実施組合)	経営管理、法令遵守、信用事業・共済事業・経済事業等が適正に行われているか確認する

14	漁業協同組合への常例検査 (信用事業実施組合以外)	経営管理、事業、会計処理が適正に行われているか確認する
15	森林組合への常例検査	組織運営、組合事業、会計処理が適正に行われているか確認する
16	公益法人の立入検査	法人の運営、事業、会計処理が適正に行われているか確認する
17	産業廃棄物処理業立入検査	廃棄物の保管、処分が基準に適合しているか確認する
18	産業廃棄物処理施設立入検査	処理施設の構造、維持管理方法が基準に適合しているか確認する
19	ばい煙発生施設の指導監督	ばい煙発生施設の設置、稼働状況が届け出と相違ないか、保守管理状況が基準に合致しているか確認する
20	ダイオキシン特定施設に係る立入検査	ダイオキシン類発生施設の設置、稼働状況、保守点検管理状況を確認する
21	水質汚濁防止法特定事業場立入検査	汚水処理や管理状況が排水基準に合致しているか確認する
22	食品衛生施設の監視指導	食品の収去検査を実施し、食品の規格基準を遵守しているか、適正に表示しているか確認する
23	旅館営業業者等に対する立入検査	構造基準遵守・清潔保持・宿泊者名簿記載・許可届出事項変更の有無・レジオネラ対策を監視指導する
24	公衆浴場営業業者等に対する立入検査	構造基準遵守・清潔保持・許可届出事項変更の有無・レジオネラ対策を監視指導する
25	農薬販売店立入検査	販売店における帳簿、指定農薬の状況、販売農薬の状況、在庫等を確認する
26	社会福祉施設指導監督 (児童福祉施設)	職員配置基準・設備基準の遵守状況、衛生面の確保状況、運営費が適正に執行されているか等を確認する
27	社会福祉施設指導監督 (認可外保育施設)	児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等を確認する
28	社会福祉施設指導監督 (児童養護施設)	職員配置基準・設備基準の遵守状況、衛生面の確保状況、運営費の適正執行、児童の処遇等を確認する
29	社会福祉施設指導監督 (老人福祉施設)	人員基準、設備基準、運営基準を満たしているか確認する
30	薬局・店舗販売業等への立入検査	設備規則適合状況、帳簿作成状況薬品等の取扱状況等を確認する
31	毒物劇物製造業者・毒物劇物販売業者への立入検査	設備基準の適合性や保管状況等を確認する
32	麻薬向精神薬取扱者への立入検査	設備基準の適合性や保管状況等を確認する
33	病院等への立入検査	医療従事者、管理、帳票・記録、業務委託、防火・防災体制、放射線管理、構造設備を確認する
34	介護サービス事業者の実地指導	人員・設備・運営基準の遵守状況、介護報酬の請求状況を確認する
35	特定給食施設に対する指導	栄養管理等の給食業務の状況、帳簿・書類の状況を確認する
36	障がい者(児)施設・事業者業務管理体制 制確認検査	業務管理体制、法令遵守責任者の役割・業務内容を確認する
37	精神科病院実地指導検査	措置入院や保護入院、特別措置や面会、身体拘束、防災体制組織等の状況を確認する
合計		

No.	検査等の名称	検査等の概要 対象団体名・施設名	対象団体数・施設数	実施要綱・要領等			実施要綱・要領等の内容										
				有	国 の要 綱・要 領等 に	県 独自 に整 備	無	検査種別	体制	計画	実施通知	検査基準	結果通知、公表	措置	その他【注①】		
																有	有
1	私立学校現地調査 (幼稚園以外)	私学助成を受ける学校法人（幼稚園を 除く）	22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	私立学校現地調査 (幼稚園)	私学助成を受ける学校法人（幼稚園）	62	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	消費生活協同組合及び組合連合会の検査	消費生活共同組合	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	社会福祉法人指導監査 (児童福祉)	児童福祉法に基づき児童福祉施設を運 営する社会福祉法人	13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	社会福祉法人指導監査 (生活保護)	生活保護法に基づき保護施設を運営す る社会福祉法人	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	社会福祉法人指導監査 (高齢福祉)	高齢者福祉施設を運営する社会福祉法 人	31	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	社会福祉法人指導監査 (障がい福祉)	障がい福祉施設を運営する社会福祉法 人	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	商工会・商工会連合会への立入検査	商工会、商工会連合会	22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	商工会議所への立入検査	商工会議所	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	農業協同組合への常例・随時検査	信用事業を行う農業協同組合	18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	農業共済組合への常例検査	農業共済組合	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	土地改良区への検査	土地改良区、県土地改良事業団体連合 会	56	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	漁業協同組合への常例検査 (信用事業実施組合)	信用事業を行う漁業協同組合	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○











No.	検査等の名称	検査等の実施計画					検査等の実施体制				従事職員の状況									
		実施計画の策定状況・内容					実施計画の公表	実施計画の実施状況		実績ベースでの実施頻度	組織体制			1検査あたりの従事人数及び時間						
		実施箇所を決定	箇所数のみ決定	実施時期を決定	重点事項を決定	その他【注②】	公表	非公表	H26実施計画数	H26実施数	H26実施率	(回/年)	有検査等専門組織	本庁が実施	本庁及び総合支庁・出先機関が実施	総合支庁・出先機関が実施	本庁実施人数	支庁・出先実施人数	本庁実施時間(時間)	支庁・出先実施時間(時間)
1	私立学校現地調査 (幼稚園以外)	○	○	○			○		7	6	85.7%	1/5~7	○	○		3~4		3~5		
2	私立学校現地調査 (幼稚園)	○	○	○			○		3	3	100.0%	1/5~7	○	○		2~4		3~5		
3	消費生活協同組合及び組合連合会の検査	○	○	○			○		2	2	100.0%	1/10	○	○		2		3		
4	社会福祉法人指導監査 (児童福祉)	○	○	○	○		○		3	3	100.0%	1/2			○		2~4		4~5	
5	社会福祉法人指導監査 (生活保護)	○	○	○	○		○		1	1	100.0%	1/2			○		3		5~6	
6	社会福祉法人指導監査 (高齢福祉)	○	○	○	○		○		16	16	100.0%	1/2			○		2~3	3~5	5~6	5~6
7	社会福祉法人指導監査 (障がい福祉)	○	○	○	○		○		6	5	83.3%	1/2			○		2~3		5~6	
8	商工会・商工会連合会への立入検査	○	○	○			○		11	11	100.0%	1/2			○		2~3	2~3	7~8	7~8
9	商工会議所への立入検査	○	○	○			○		4	4	100.0%	1/2			○		2~3	2~3	7~8	7~8
10	農業協同組合への常例・随時検査	○	○	○	○		○		11	11	100.0%	1/3~4	○		○		4~10	1~3	15~70	15~70
11	農業共済組合への常例検査	○	○	○	○		○		3	3	100.0%	1/1	○		○		7	1~2	21	21
12	土地改良区への検査	○	○	○			○		17	17	100.0%	1/3			○		2~6		6~18	
13	漁業協同組合への常例検査 (信用事業実施組合)	○	○	○	○		○		1	1	100.0%	1/3			○		7	1	42	42



No.	検査等の名称	検査等の実施体制			職員の研修			検査等の実施内容					
		苦情等の受入体制	関係機関との連携	情報漏洩の取組み	職員研修の実施状況	指摘基準の設定	重点項目の設定	無通告検査の実施	事前の検査調書の徴求	内部統制に関する検査			
1	私立学校現地調査 (幼稚園以外)	有	有 合同・連携検査の実施	有	内部研修有 外部研修有 研修無	有	有	有	有	有	有	有	有
2	私立学校現地調査 (幼稚園)	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○
3	消費生活協同組合及び組合連合会の検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	社会福祉法人指導監査 (児童福祉)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	社会福祉法人指導監査 (生活保護)	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	社会福祉法人指導監査 (高齢福祉)	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	社会福祉法人指導監査 (障がい福祉)	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	商工会・商工会連合会への立入検査	○		○		○			○	○	○	○	○
9	商工会議所への立入検査	○		○		○			○	○	○	○	○
10	農業協同組合への常例・随時検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	農業共済組合への常例検査	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	土地改良区への検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	漁業協同組合への常例検査 (信用事業実施組合)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○



No.	検査等の名称	検査等の実施結果																					
		検査結果の通知		検査結果の公表			改善等措置状況の報告		同業団体・同業者への検査結果の提供	方法													
		報告書の作成	有	無	実施件数	結果の概要	団体等の名称	有			無	報告期限	※通知をした日から										
			時期 ※検査終了後	方法																			
1	私立学校現地調査 (幼稚園以外)	○	○	1か月	書面																	書面	
2	私立学校現地調査 (幼稚園)	○	○	1か月	書面																		書面
3	消費生活協同組合及び組合連合会の検査	○	○	1週間	書面																		書面
4	社会福祉法人指導監査 (児童福祉)	○	○	即日、1か月	口頭、書面																		書面
5	社会福祉法人指導監査 (生活保護)	○	○	1か月	書面																		書面
6	社会福祉法人指導監査 (高齢福祉)	○	○	1か月	書面																		書面
7	社会福祉法人指導監査 (障がい福祉)	○	○	1か月	書面																		書面
8	商工会・商工会連合会への立入検査	○	○	10日	書面																		書面
9	商工会議所への立入検査	○	○	10日	書面																		書面
10	農業協同組合への常例・随時検査	○	○	1か月	書面																		書面
11	農業共済組合への常例検査	○	○	1か月	書面																		書面
12	土地改良区への検査	○	○	速やかに	書面																		書面
13	漁業協同組合への常例検査 (信用事業実施組合)	○	○	1か月	書面																		書面

14	漁業協同組合への常例検査 (信用事業実施組合以外)	〇	〇	〇	1か月	書面											〇	〇	45日	書面
15	森林組合への常例検査	〇	〇	〇	1か月	書面											〇	〇	2か月	書面
16	公益法人の立入検査																		1か月	書面
17	産業廃棄物処理業立入検査	〇	〇	〇	速やかに	口頭、書面	〇	〇									〇	〇	2週間	書面
18	産業廃棄物処理施設立入検査	〇	〇	〇	速やかに	口頭、書面	〇	〇									〇	〇	2週間	書面
19	ばい煙発生施設の指導監督	〇	〇	〇	即日	書面											〇	〇	別に期限を定める	書面
20	ダイオキシン特定施設に係る立入検査	〇	〇	〇	即日口頭、書面1週間	口頭、書面											〇	〇	10日	書面
21	水質汚濁防止法特定事業場立入検査	〇	〇	〇	速やかに	書面	〇	〇									〇	〇	7日	書面
22	食品衛生施設の監視指導	〇	〇	〇	速やかに	書面	〇	〇									〇	〇	速やかに	書面
23	旅館営業業者等に対する立入検査	〇	〇	〇	検査時、数日後	口頭、書面											〇	〇	1か月	書面
24	公衆浴場営業業者等に対する立入検査	〇	〇	〇	検査時、数日後	口頭、書面											〇	〇	1か月	書面
25	農薬販売店立入検査	〇	〇	〇	検査時	書面	〇	〇									〇	〇	2週間	書面
26	社会福祉施設指導監査 (児童福祉施設)	〇	〇	〇	1か月	書面											〇	〇	1か月	書面
27	社会福祉施設指導監査 (認可外保育施設)	〇	〇	〇	1か月	口頭、書面											〇	〇	1か月	書面
28	社会福祉施設指導監査 (児童養護施設)	〇	〇	〇	1か月	口頭、書面											〇	〇	1か月	書面
29	社会福祉施設指導監査 (老人福祉施設)	〇	〇	〇	1か月	書面											〇	〇	2か月	書面
30	薬局・店舗販売業等への立入検査	〇	〇	〇	速やかに	書面											〇	〇	速やかに	書面
31	毒物劇物製造業者・毒物劇物販売業者への立入検査	〇	〇	〇	速やかに	書面											〇	〇	速やかに	書面
32	麻薬向精神薬取扱者への立入検査	〇	〇	〇	速やかに	書面											〇	〇	速やかに	書面
33	病院等への立入検査	〇	〇	〇	速やかに	書面											〇	〇	速やかに	書面
34	介護サービス事業者の実地指導	〇	〇	〇	1～2か月	書面											〇	〇	1か月	書面
35	特定給食施設に対する指導	〇	〇	〇	1か月	書面											〇	〇	2か月	書面
36	障がい者(児)施設・事業者業務管理体制 確認検査	〇	〇	〇	2週間～1か月	口頭、書面											〇	〇	別に期限を定める	書面
37	精神科病院実地指導検査	〇	〇	〇	15日	書面											〇	〇	1か月	書面
合計		36	36	36			16	16	3	1	20	23	13	37						

No.	検査等の名称	検査等の実施結果																
		措置の確認				改善等措置状況の公表				検査等の総括・分析		翌年度計画への反映		発生防止等の取組み				
		実施で確認	書面で確認	口頭で確認	その他【注④】	公表の方法	措置件数の公表	措置内容の公表	その他【注⑤】	有	無	有	無	有	無	有	無	
1	私立学校現地調査 (幼稚園以外)	○	○	○					○				○				○	
2	私立学校現地調査 (幼稚園)	○	○	○					○				○				○	
3	消費生活協同組合及び組合連合会の検査	○	○	○					○				○				○	
4	社会福祉法人指導監査 (児童福祉)	○	○	○					○				○				○	
5	社会福祉法人指導監査 (生活保護)	○	○	○					○				○				○	
6	社会福祉法人指導監査 (高齢福祉)	○	○	○					○				○				○	
7	社会福祉法人指導監査 (障がい福祉)	○	○	○					○				○				○	
8	商工会・商工会連合会への立入検査	○	○	○					○				○				○	
9	商工会議所への立入検査	○	○	○					○				○				○	
10	農業協同組合への常例・随時検査	○	○	○					○				○				○	
11	農業共済組合への常例検査	○	○	○					○				○				○	
12	土地改良区への検査	○	○	○					○				○				○	
13	漁業協同組合への常例検査 (信用事業実施組合)	○	○	○					○				○				○	





《備考》  
 【注①】 検査等の方法、対象、様式等  
 【注②】 実施日を決定、国通知に基づく主眼事項を決定  
 【注③】 公認会計士が財務内容を検査、国の検査への立会い  
 【注④】 次回検査等の際に確認  
 【注⑤】 事業者から提出された報告書を県ホームページに掲載

No.	検査等の名称	不適正事案等への対応			
		情報提供への対応	県内の不適正事案への対応	県外の不適正事案への対応	
1	私立学校現地調査 (幼稚園以外)	○	○	○	○
2	私立学校現地調査 (幼稚園)	○	○	○	○
3	消費生活協同組合及び組合連合会の検査		○	○	○
4	社会福祉法人指導監査 (児童福祉)		○	○	○
5	社会福祉法人指導監査 (生活保護)	○	○	○	○
6	社会福祉法人指導監査 (高齢福祉)	○	○	○	○
7	社会福祉法人指導監査 (障がい福祉)	○	○	○	○
8	商工会・商工会連合会への立入検査		○		○
9	商工会議所への立入検査		○		○
10	農業協同組合への常例・随時検査		○		○
11	農業共済組合への常例検査		○		○
12	土地改良区への検査		○		○
13	漁業協同組合への常例検査 (信用事業実施組合)		○		○



事前調査結果一覧

No.	検査・監査等の名称	根拠法令等	対象団体等	所管課	今回対象
1	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第2項及び第59条第2項	各公益法人	学事文書課	○
2	私立学校校現地調査	私立学校振興助成法第12条第1号	学校法人 ※幼稚園設置法人は平成26年度から子育て推進部に移管	学事文書課	○
3	公立大学法人（山形県公立大学法人）の立入検査	地方独立行政法人法第121条第1項	山形県公立大学法人	学事文書課	
4	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益財団法人作谷沢振興会	市町村課	※
5	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益財団法人山形県市町村振興協会	市町村課	※
6	市町村職員共済組合監査	地方公務員等共済組合法第144条の27第4項及び第144条の29第3項、同法施行令第67条第1項	山形県市町村職員共済組合	市町村課	
7	行政書士又は行政書士法人事務所への立入検査	行政書士法第13条の22	山形県行政書士会に登録している行政書士又は行政書士法人	市町村課	
8	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益財団法人山形県トラック協会	交通政策課	※
9	指定管理者の指定期間中における調査	地方自治法第244条の第10項	指定管理者	県民文化課	
10	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益財団法人山形県生涯学習文化財団	県民文化課	※
11	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益財団法人弦地域文化支援財団	県民文化課	※

12	消費生活協同組合及び生活協同組合連合会の検査	消費生活協同組合法第94条第2項	消費生活協同組合	消費生活協同組合	くらし安心課	○
13	特定商取引に関する法律による検査	特定商取引法に関する法律第66条第1項	特定商取引法違反の疑いのある事業者	特定商取引法違反の疑いのある事業者	くらし安心課	
14	不当景品類及び不当表示防止法による立入検査	不当景品類及び不当表示防止法第9条	過大景品又は不当表示の疑いのある事業者	過大景品又は不当表示の疑いのある事業者	くらし安心課	
15	割賦販売法による立入検査	割賦販売法第41条第1項	前払式特定取引事業者	前払式特定取引事業者	くらし安心課	
16	消費生活用製品安全法による立入検査	消費生活用製品安全法第41条第1項	消費生活用製品を販売する事業者	消費生活用製品を販売する事業者	くらし安心課	
17	家庭用品品質表示法による立入検査	家庭用品品質表示法第19条	家庭用品を販売している事業者	家庭用品を販売している事業者	くらし安心課	
18	国民生活安定緊急措置法による立入検査	国民生活安定緊急措置法第30条	指定物資を販売する事業者	指定物資を販売する事業者	くらし安心課	
19	生活関連物資等の買占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律による立入検査	生活関連物資等の買占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律第5条	特定物資を販売する事業者	特定物資を販売する事業者	くらし安心課	
20	高圧ガス保安法に係る保安検査	高圧ガス保安法第35条	第1種製造事業者	第1種製造事業者	危機管理課	
21	高圧ガス保安法に係る立入検査	高圧ガス保安法第62条	第1種製造事業者、移動製造事業者	第1種製造事業者、移動製造事業者	危機管理課	
22	液化石油ガス法に係る保安検査	液化石油ガスの保安の確保及び適正化に関する法律第37条の6	充てん事業者	充てん事業者	危機管理課	
23	液化石油ガス法に係る立入検査	液化石油ガスの保安の確保及び適正化に関する法律第83条第3項	販売事業者、保安機関、充てん事業者	販売事業者、保安機関、充てん事業者	危機管理課	
24	電気工事に係る立入検査	電気工事業の業務の適正化に関する法律第29条第1項	電気工事業業者	電気工事業業者	危機管理課	
25	火薬類取締法に係る保安検査	火薬類取締法第35条	火薬類製造事業者、火薬庫所有者	火薬類製造事業者、火薬庫所有者	危機管理課	
26	火薬類取締法に係る立入検査	火薬類取締法第43条第1項	製造事業者、販売事業者等、火薬庫所有者	製造事業者、販売事業者等、火薬庫所有者	危機管理課	
27	武器等製造法に係る立入検査	武器等製造法第25条第1項	猟銃等製造事業者、猟銃等販売事業者	猟銃等製造事業者、猟銃等販売事業者	危機管理課	

28	ガス事業法に係る立入検査	ガス事業法第47条第1項	ガス用品販売業者	危機管理課	
29	食品衛生施設の監視指導	食品衛生法第28条第1項	食品等事業者	食品安全衛生課	○
30	食鳥処理場等の立入検査	食鳥処理の事業の規則及び食鳥検査に関する法律第38条	食鳥処理場営業者	食品安全衛生課	
31	と畜場の立入検査	と畜場法第17条第1項	と畜場設置者	食品安全衛生課	
32	動物取扱業者に対する検査	動物の愛護及び管理に関する法律第24条第1項	動物取扱業者	食品安全衛生課	
33	特定動物飼養者に対する検査	動物の愛護及び管理に関する法律第33条第1項	特定動物飼養者	食品安全衛生課	
34	犬の飼い主及び飼養施設に対する立入調査	山形県動物の保護及び管理に関する条例第22条	犬の飼養者	食品安全衛生課	
35	化製場及びび死亡獣畜取扱場に対する立入調査	化製場等に関する法律第6条第1項	化製場及びび死亡獣畜取扱場の設置者	食品安全衛生課	
36	JAS法による立入検査	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第20条第3項	農林物資の製造業者等	食品安全衛生課	
37	興行場営業者等に対する立入検査	興行場法第5条第1項	興行場営業者	食品安全衛生課	
38	旅館業営業者等に対する立入検査	旅館業法第7条第1項	旅館業者	食品安全衛生課	○
39	公衆浴場営業者等に対する立入検査	公衆浴場法第6条第1項	公衆浴場営業者	食品安全衛生課	○
40	理容業者等に対する立入検査	理容師法第13条第1項	理容業者	食品安全衛生課	
41	美容業者等に対する立入検査	美容師法第14条第1項	美容業者	食品安全衛生課	
42	クリーニング業者等に対する立入検査	クリーニング業法第10条第1項	クリーニング業者	食品安全衛生課	
43	特定建築物所有者等に対する立入検査	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第11条第1項	特定建築物所有者	食品安全衛生課	

44	登録業者に対する立入検査	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の5	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の5	登録業者	食品安全衛生課	
45	生活衛生営業指導センターへの検査	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第60条第1項	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第60条第1項	生活衛生営業指導センター	食品安全衛生課	
46	生活衛生同業組合への検査	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第60条第1項	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第60条第1項	生活衛生同業組合	食品安全衛生課	
47	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益社団法人及び公益財団法人	食品安全衛生課	※
48	移行法人に対する立入検査	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第128条第1項	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第128条第1項	公益目的支出計画を実施中の一般社団・財団法人	食品安全衛生課	
49	農薬販売店立入検査	農薬取締法第13条第1項及び同条第3項	農薬取締法第13条第1項及び同条第3項	農薬販売店	食品安全衛生課	○
50	水道事業等に対する報告の徴収及び立入検査	水道法第39条第1項、第2項、第3項	水道法第39条第1項、第2項、第3項	水道事業者、水道用水供給事業者、専用水道設置者	食品安全衛生課	
51	小規模水道に対する報告の徴収及び立入検査	山形県小規模水道条例第13条第1項	山形県小規模水道条例第13条第1項	小規模水道管理者	食品安全衛生課	
52	移行法人に対する報告の徴収及び立入検査	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第128条第1項	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第128条第1項	一般財団法人山形市水道サービスセンター	食品安全衛生課	
53	温泉法第35条による立入検査	温泉法第35条	温泉法第35条	温泉採取者	みどり自然課	
54	産業廃棄物処理業立入検査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項	産業廃棄物処理業許可事業者	循環型社会推進課	○
55	産業廃棄物処理施設立入検査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項	産業廃棄物処理施設	循環型社会推進課	○
56	引取業者に対する立入検査	使用済自動車の再資源化等に関する法律第131条第1項	使用済自動車の再資源化等に関する法律第131条第1項	引取業者	循環型社会推進課	
57	フロン類回収業者に対する立入検査	使用済自動車の再資源化等に関する法律第131条第1項	使用済自動車の再資源化等に関する法律第131条第1項	フロン類回収業者	循環型社会推進課	





73	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項及び山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第17条第1項及び第2項	公益社団法人	水大気環境課	※
74	浄化槽保守点検業者の指導監督		浄化槽法第53条第2項及び山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第17条第1項及び第2項	浄化槽保守点検業者	水大気環境課	
75	指定検査機関の指導監督		浄化槽法第53条第2項	指定検査機関	水大気環境課	
76	社会福祉施設指導監督（児童福祉施設）		児童福祉法第46条第1項	児童福祉施設（認可保育所）	子育て支援課	○
77	社会福祉施設指導監督（認可外保育施設）		児童福祉法第59条第1項	認可外保育施設	子育て支援課	○
78	児童福祉施設（児童館）指導監督		児童福祉法第46条	児童館、児童センター	子育て支援課	
79	社会福祉法人指導監督（児童福祉）		社会福祉法第56条第1項	社会福祉法人（子育て支援課所管分）	子育て支援課	○
80	私立学校現地調査		私立学校振興助成法第12条第1号	学校法人（幼稚園設置法人のみ） ※平成26年度から子育て推進部に移管	子育て支援課	○
81	社会福祉施設指導監督（児童養護施設）		児童福祉法第46条第1項	児童福祉施設（児童養護施設）	子ども家庭課	○
82	社会福祉施設指導監督（児童福祉施設）		児童福祉法第46条	児童福祉施設（母子生活支援施設）	子ども家庭課	
83	深夜遊技施設及び図書類取扱店等立入調査		山形県青少年健全育成条例第25条	深夜遊技施設及び図書類取扱店等	若者支援・男女共同参画課	
84	公立大学法人（公立大学法人山形県立保健医療大学の立入検査		地方独立行政法人法第121条第1項	公立大学法人山形県立保健医療大学	健康福祉企画課	
85	後期高齢者医療制度の事務に係る指導監督		高齢者の医療の確保に関する法律第133条、第134条	後期高齢者医療広域連合	健康福祉企画課	
86	国民健康保険事業に係る指導監督		国民健康保険法第4条第2項、第106条、第108条	国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合	健康福祉企画課	

87	保険医療機関及び保険薬局の指導及び監査	健康保険法第73条、船員保険法59条、国民健康保険法第41条、高齢者の医療の確保に関する法律第66条	健康保険法第73条、船員保険法59条、国民健康保険法第41条、高齢者の医療の確保に関する法律第66条	健康福祉企画課	健康福祉企画課	○
88	薬局・店舗販売等への立入検査	医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第2項	医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第2項	薬局、店舗販売業、管理医療機器販売業	健康福祉企画課 薬務・感染症対策室	○
89	毒物劇物製造業者・毒物劇物販売業者への立入検査	毒物及び劇物取締法第17条第1項及び同条第2項	毒物及び劇物取締法第17条第1項及び同条第2項	毒物劇物製造業及び輸入業、毒物劇物販売業	健康福祉企画課 薬務・感染症対策室	○
90	麻薬及び向精神薬取扱業者等の立入検査	麻薬及び向精神薬取締法第50条の38第1項	麻薬及び向精神薬取締法第50条の38第1項	医療機関、麻薬小売業者、麻薬卸売販売業者、麻薬研究者	健康福祉企画課 薬務・感染症対策室	○
91	大麻取扱業者の立入検査	大麻取締法第21条	大麻取締法第21条	大麻取扱業者	健康福祉企画課 薬務・感染症対策室	
92	覚せい剤取扱業者の立入検査	覚せい剤取締法第32条第1項	覚せい剤取締法第32条第1項	覚せい剤取扱業者	健康福祉企画課 薬務・感染症対策室	
93	採血事業者立入検査	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第23条第1項	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第23条第1項	山形県赤十字血液センター	健康福祉企画課 薬務・感染症対策室	
94	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益社団法人及び公益財団法人	地域福祉推進課	※
95	社会福祉法人指導監査（生活保護）	社会福祉法第56条第1項	社会福祉法第56条第1項	社会福祉法人（地域福祉推進課所管分）	地域福祉推進課	○
96	社会福祉施設指導監査	社会福祉法第70条	社会福祉法第70条	社会福祉施設（地域福祉課所管分）	地域福祉推進課	
97	医療法人への立入検査	医療法第63条第1項	医療法第63条第1項	医療法人	地域医療対策課	
98	衛生検査所への立入検査	臨床検査技師等に関する法律第20条の5	臨床検査技師等に関する法律第20条の5	衛生検査所	地域医療対策課	

99	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益社団法人山形県看護協会	地域医療対策課	※
100	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益社団法人山形県柔道整復師会	地域医療対策課	※	
101	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益財団法人（山形県臓器移植推進機構、山形県アイバンク）	地域医療対策課	※	
102	地方独立行政法人の立入検査	地方独立行政法人法第121条第1項	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構	地域医療対策課	○	
103	病院等への立入検査	医療法第25条第1項	病院、診療所、助産所	地域医療対策課	○	
104	社会福祉法人指導監査（高齢福祉）	社会福祉法第56条第1項	社会福祉法人（健康長寿推進課所管分）	健康長寿推進課	○	
105	社会福祉施設指導監査（老人福祉施設）	老人福祉法第18条第2項、社会福祉法第70条	社会福祉施設（健康長寿推進課所管分）	健康長寿推進課	○	
106	有料老人ホーム立入検査	老人福祉法第29条第9項	営利法人、医療法人、NPO法人等	健康長寿推進課	○	
107	介護サービス事業者の実地指導	介護保険法第24条第1項	営利法人、社会福法人、NPO法人等	健康長寿推進課	○	
108	介護サービス事業者の監査	介護保険法第76条、第83条、第90条、第100条、第115条の7	営利法人、社会福法人、NPO法人等	健康長寿推進課	○	
109	特定給食施設に対する指導	健康増進法第22条	特定給食施設	健康長寿推進課 健康づくりプロ ジェクト推進室	○	
110	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益社団法人及び公益財団法人	健康長寿推進課 健康づくりプロ ジェクト推進室	※	
111	社会福祉法人山形県社会福祉事業団の指導監査	社会福祉法第56条第1項	社会福祉法人山形県社会福祉事業団	障がい福祉課		
112	指定管理施設（指定管理者山形県社会福祉事業団）の業務状況調査	地方自治法第244条の2第10項	社会福祉法人山形県社会福祉事業団	障がい福祉課		

113	障がい者（児）施設・事業者業務管理体制確認検査	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の3第1項、第51条の32第1項、児童福祉法第21条の5の26第1項、第24条の19の2、第24条の39第1項	指定障害児通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者等	障がい福祉課	○
114	山形県指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査	児童福祉法第21条の5の21、第24条の15及び第57条の3の3	指定障害児通所支援事業者等	障がい福祉課	
115	山形県指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条、第48条、第51条の27	指定障害福祉サービス事業者等	障がい福祉課	
116	社会福祉法人指導監査（障がい福祉）	社会福祉法第56条第1項	社会福祉法人（障がい福祉課所管分）	障がい福祉課	○
117	精神科病院実地指導検査	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6第1項	精神科病院	障がい福祉課	○
118	指定管理施設（指定管理者山形県身体障害者福祉協会）の業務状況調査	地方自治法第244条の2第10項	社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会	障がい福祉課	
119	計量法に基づく検査（商品量目立入検査）	計量法第148条第1項	山形市（計量特定市）を除く県内の食品販売業者等	産業政策課	
120	計量法に基づく検査（燃料油メーター立入検査）	計量法第148条第1項	山形市を除く県内の燃料油販売業者	産業政策課	
121	計量法に基づく検査（タクシメーター立入検査）	計量法第148条第1項	山形市を除く県内のタクシメーター業者	産業政策課	
122	計量法に基づく検査（水道メーター立入検査）	計量法第148条第1項	山形市を除く市町村水道管理者	産業政策課	
123	計量法に基づく検査（一般計量証明事業所立入検査）	計量法第148条第1項	県内の計量証明事業所	産業政策課	
124	計量法に基づく検査（環境計量証明事業所立入検査）	計量法第148条第1項	県内の計量証明事業所	産業政策課	
125	岩石採取場の立入検査	採石法第42条	採石業者	産業政策課	
126	商工会・商工会連合会への立入検査	商工会法50条第1項	商工会、商工会連合会	中小企業振興課	○
127	商工会議所への立入検査	商工会議所法58条第1項	商工会議所	中小企業振興課	○

128	中小企業等協同組合の検査	中小企業等協同組合法第105条第2項、第105条の4第1項	中小企業団体中央会及び中小企業等協同組合	中小企業振興課	
129	貸金業者の立入検査	貸金業法第24条の6の10	貸金業者(みなし業者)	中小企業振興課	
130	山形県信用保証協会検査	信用保証協会法第35条、第51条	山形県信用保証協会	中小企業振興課	
131	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益社団法人及び公益財団法人	中小企業振興課	※
132	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益財団法人	工業戦略技術振興課	※
133	認定職業訓練校における指導監査	職業能力開発促進法第39条の2第2項	職業訓練法人	雇用対策課 技能五輪・アビリティンピック推進室	
134	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益財団法人	雇用対策課	※
135	旅行者等立入検査	旅行業法第26条第3項、同法施行令第5条	旅行者・旅行者代理業者	観光交流課	
136	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益社団法人	観光交流課	※
137	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益財団法人	経済交流課	※
138	違反疑いの随時検査	中小漁業融資保証法第66条第2項	山形県漁業信用基金協会	農政企画課(農業経営・担い手支援室)	
139	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益財団法人やまがた農業支援センター	農政企画課(農業経営・担い手支援室)	※

140	違反疑いの随時検査	農業信用保証保険法第56条第2項	農業信用基金協会	農業信用基金協会	農政企画課（農業経営・担い手支援室）	
141	農業協同組合の常例検査	農業協同組合法第94条第4項	信用事業を実施する農業協同組合	信用事業を実施する農業協同組合	農政企画課団体検査指導室	○
142	農業協同組合の随時検査	農業協同組合法第94条第3項	信用事業を実施する農業協同組合	信用事業を実施する農業協同組合	農政企画課団体検査指導室	○
143	農業共済組合の常例検査	農業災害補償法第142条の3	農業共済組合	農業共済組合	農政企画課団体検査指導室	○
144	漁業協同組合の常例検査	水産業協同組合法第123条第4項	信用事業を実施する漁業協同組合	信用事業を実施する漁業協同組合	農政企画課団体検査指導室	○
145	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）の疑義案件に係る立入検査	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第52条第1項	県内に所在する、米の出荷、販売、輸入、加工または製造を行う事業者（生産者含む）のうち、国の調査により違反行為が疑われる者	県内に所在する、米の出荷、販売、輸入、加工または製造を行う事業者（生産者含む）のうち、国の調査により違反行為が疑われる者	県産米ブランド推進課	
146	米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）の疑義案件に係る立入検査	米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第10条第1項	県内に所在する、米穀等の販売、輸入、加工、製造または提供の事業を行う者（生産者含む）のうち、国の調査により違反行為が疑われる者	県内に所在する、米穀等の販売、輸入、加工、製造または提供の事業を行う者（生産者含む）のうち、国の調査により違反行為が疑われる者	県産米ブランド推進課	
147	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益法人	公益法人	農業技術環境課	※
148	肥料取締法による立入検査	肥料取締法第30条	普通肥料及び特殊肥料の生産業者、販売業者	普通肥料及び特殊肥料の生産業者、販売業者	農業技術環境課	
149	家畜伝染病予防法に基づく立入検査	家畜伝染病予防法第51条	農家等畜産関連施設	農家等畜産関連施設	畜産振興課	
150	飼料の安全性の確保に係る立入検査	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第56条第3項	畜産農家等	畜産農家等	畜産振興課	
151	獣医師法第21条第3項に基づく立入検査	獣医師法第21条第3項	家畜診療施設等	家畜診療施設等	畜産振興課	

152	獣医療法第8条に基づく立入検査	獣医療法第8条	家畜診療施設等	畜産振興課	
153	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益法人	畜産振興課	※
154	動物薬事に係る立入検査	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条	動物用医薬品販売業者等	畜産振興課	
155	畜産業を営む者の事業場への立入検査	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第6条	畜産業を営む者	畜産振興課	
156	養蜂業者への立入検査	養蜂振興法第9条	養蜂業者	畜産振興課	
157	漁業協同組合の常例検査	水産協同組合法第123条第4項	水産業協同組合（出資組合）	水産振興課	○
158	漁業協同組合の認定検査	水産協同組合法第123条第2項	漁業協同組合	水産振興課	
159	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益財団法人山形県水産振興協会	水産振興課	※
160	指定管理者（漁港プレジャーボート施設：県漁協）の立入検査	地方自治法第244条の2第10項	山形県漁業協同組合	水産振興課	
161	漁船の立入検査	漁船法第50条	漁船所有者等	水産振興課	
162	遊漁船業団体立入検査	遊漁船業の適正化に関する法律第24条第1項	遊漁船業者	水産振興課	
163	土地改良区への検査	土地改良法第132条第1項 第133条、第136条の2	土地改良区（55）、山形県土地改良事業団体連合会（1）	農村整備課	○
164	森林組合の請求検査	森林組合法第111条第1項	森林組合	林業振興課	
165	森林組合の認定検査	森林組合法第111条第2項	森林組合	林業振興課	
166	森林組合の随時検査	森林組合法第111条第3項	森林組合	林業振興課	

167	森林組合への常例検査	森林組合法第111条第4項	森林組合	林業振興課	○
168	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益財団法人	林業振興課	※
169	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益財団法人	管理課	※
170	建設業者の営業所等に対する立入検査	建設業法第31条第1項	県内建設業許可業者のうち知事許可業者	建設企画課	
171	山形県土地開発公社への決算監査	公有地の拡大の推進に関する法律第16条、山形県土地開発公社定款第22条、山形県土地開発公社財務規定第97条	特別法人	県土利用政策課	
172	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益社団法人	県土利用政策課	※
173	都市計画法に基づく立入検査	都市計画法第82条第1項	対象となる土地又は当該土地にある物件の権利者	都市計画課	
174	道路公社に対する検査	地方道路公社法第38条第1項	山形県道路公社	道路保全課	
175	砂利採取計画の認可を受けた者	砂利採取法第34条第2項、第4項	砂利採取計画の認可を受けた者	河川課	
176	許可を受けた者等からの報告の徴収及び立入検査	河川法第78条第1項	河川法の規定により許可を受けた者等	河川課	
177	エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく立入検査	エネルギーの使用の合理化等に関する法律第87条第10項	建築主等	建築住宅課	
178	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく立入検査	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第53条第3項	特定建築物（法第2条第16号）	建築住宅課	
179	建築基準法に基づく建築物への立入検査	建築基準法第12条第6項	建築物	建築住宅課	
180	建築基準法に基づく指定機関への立入検査	建築基準法第77条の31、第77条の35の17	知事が指定する指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関	建築住宅課	



181	建築士法に基づく建築士事務所への立入検査	建築士法第26条の2	建築士事務所	建築住宅課	
182	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく登録事業者又は管理等受託者への立入検査	高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条	サービス付き高齢者向け住宅	建築住宅課	
183	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく指定登録機関への立入検査	高齢者の居住の安定確保に関する法律第36条	指定登録機関 ※事務直営のため該当機関なし	建築住宅課	
184	要安全確認計画記載建築物に係る検査	建築物の耐震改修の促進に関する法律第13条第1項	対象建築物所有者等	建築住宅課	
185	特定既存耐震不適格建築物に係る検査	建築物の耐震改修の促進に関する法律第15条第4項	対象建築物所有者等	建築住宅課	
186	建築物の地震に対する安全性に係る認定建築物に係る検査	建築物の耐震改修の促進に関する法律第24条第1項	対象建築物所有者等	建築住宅課	
187	区分所有建築物の耐震改修の必要性の認定を受けた建築物に係る検査	建築物の耐震改修の促進に関する法律第27条第4項	対象建築物所有者等	建築住宅課	
188	要緊急安全確認大規模建築物に係る検査	建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項	対象建築物所有者等	建築住宅課	
189	宅地建物取引業者立入調査	宅地建物取引業法第72条	宅地建物取引業者	建築住宅課	
190	歳入徴収等委託事務検査	地方自治法施行令第158条第4項、第158条の2第3項	県の歳入徴収等を委託した団体	会計課	
191	山形県指定金融機関等の県公金取扱事務検査	地方自治法施行令第168条の4第1項	指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関の各店舗	会計課	
192	山形県公営企業に係る出納取扱金融機関等の公金取扱事務検査	地方公営企業法第22条の5第1項	出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関	企業局総務企画課	
193	山形県病院事業局出納取扱金融機関の公金取扱事務検査	地方公営企業法施行令第22条の5第1項	出納取扱金融機関の各店舗	県立病院課	
194	労働組合法第22条第1項による臨検・検査	労働組合法第22条第1項	使用者団体、労働組合、事業場	審査調整課	
195	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益法人	教育庁総務課 (文化財・生涯学習課、スポーツ保健課)	※

196	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益社団法人やまがた被害者支援センター	警務課犯罪被害者支援室	※
197	火薬類製造業者等への立入検査	火薬類取締法第43条第2項	火薬類の製造業者、販売業者及び消費者	生活安全企画課	
198	警備業者に対する立入検査	警備業法第47条第1項	警備業者	生活安全企画課	
199	古物商等に対する立入検査	古物営業法第22条第1項	古物商・古物市場主	生活安全企画課	
200	質屋に対する立入検査	質屋営業法第24条第1項	質屋	生活安全企画課	
201	指定射撃場等に対する立入検査	銃砲刀剣類所持等取締法第27条の2第2項	指定射撃場、教習射撃場及び練習射撃場	生活安全企画課	
202	探偵業者に対する立入検査	探偵業の業務の適正化に関する法律第13条第1項	探偵業者	生活安全企画課	
203	風俗営業者等に対する立入検査	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第37条第2項	風俗営業・モーテル・デリヘル・深夜酒類提供飲食店	生活安全企画課	
204	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益社団法人山形県防犯協会連合会	生活安全企画課	※
205	公益法人の立入検査	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第59条第2項において読み替えて準用する同法第27条第1項及び第59条第1項	公益財団法人山形県暴力追放運動推進センター	組織犯罪対策課	※
206	自動車運転代行業に対する立入検査	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第1項	自動車運転代行業者	交通企画課	
207	指定教習所の指導監査	道路交通法第99条の6第1項	指定自動車教習所	運転免許課	

※ 公益法人の立入検査は、公益法人の検査事務を統括する学事文書課を監査対象として選定した。